

平成 24 年度 統計法施行状況報告

平成 25 年 6 月 21 日

総務省

政 策 統 括 官
(統 計 基 準 担 当)

はじめに

「平成 24 年度 統計法施行状況報告」(以下「この報告書」という。)は、「統計法」(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 55 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度の法の施行の状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものである。

平成 25 年度は、法第 4 条の規定に基づき、統計委員会において、平成 26 年度以降の期間に係る「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)の策定に向けた審議が行われる。この審議の充実に資するため、平成 25 年度に行うべき施行状況の報告については、現行基本計画に関連する事項を先行して取りまとめて同委員会に提出し、その後、その余の事項についても速やかに取りまとめることとした。

この報告書は、このような手順によって取りまとめられた報告の概要であり、平成 25 年 6 月 21 日に統計委員会に改めて提出するものである。同年 5 月 17 日の同委員会に報告した内容と比較すると、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供などが加わっている。

なお、構成については、例年と同様、「本編」、「別編」及び「資料編」の 3 編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。

別編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。

資料編： 本編に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの。

目 次

(本編)	7
I 基本計画	8
1 推進体制	8
2 取組状況	8
(1) 進捗状況	8
(2) 平成 24 年度の主な取組実績	9
II 公的統計の作成	10
1 基幹統計	10
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	10
(2) 法定の基幹統計の状況	12
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	13
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	14
(5) 基幹統計調査の実施状況	14
(6) 基幹統計の公表の状況	15
2 一般統計調査	16
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	16
(2) 一般統計調査の実施状況	17
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	18
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	19
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	19
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	19
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	19
5 事業所母集団データベース	20
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	20
(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況	20
6 統計基準の設定	21
7 法に基づく協力要請	22
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	22
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	22
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	22
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	23
8 東日本大震災関係	23
(1) 東日本大震災の影響への対応状況	23
(2) 東日本大震災に係る統計データの提供	23
III 調査票情報等の利用及び提供	23
1 調査票情報の二次利用	23

2 調査票情報の提供	24
3 委託による統計の作成等の実施	25
4 匿名データの作成、提供	26
5 調査票情報等の適正管理のための措置	27
IV 統計委員会	28
1 統計委員会及び部会の開催実績等	28
2 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 24 年度実績）	30
(1) 東日本大震災に係る統計データの提供等	30
(2) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	30
(3) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用	30
(4) グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）	30
(5) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備	31
(6) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備	31
(7) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、 調査票情報の提供	31
(8) 統計職員等の人材の育成・確保	32
(9) 行政記録情報等の活用	32
V その他	32
1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）	32
2 統計法違反事案	33
(別編)	35
【基本計画 事項別推進状況】	
「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策」関係	36
「第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	66
「第 4 基本計画の推進・評価等」関係	102
「別紙（「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策 1(2) 基幹統計の整備に 関する方向性」）」関係	104

(資料編)	115
-------------	-----

[統計法関連]

資料 1 統計法の概要	117
-------------------	-----

[基本計画関連]

資料 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	119
----------------------------------	-----

資料 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	122
-------------------------------------	-----

資料 4 統計調査の見直し・効率化	124
-------------------------	-----

資料 5 統計関連業務の民間委託の状況	125
---------------------------	-----

[公的統計の作成関連]

資料 6 基幹統計調査の承認一覧	128
------------------------	-----

資料 7 統計委員会における諮問・答申実績	129
-----------------------------	-----

資料 8 基幹統計調査の年度別承認件数	130
---------------------------	-----

資料 9 基幹統計の公表までの期間	131
-------------------------	-----

資料 10 一般統計調査の承認一覧	132
-------------------------	-----

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数	135
----------------------------	-----

資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間	136
-------------------------------	-----

資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	138
--------------------------------------	-----

資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	138
--------------------------------------	-----

資料 15 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況 (類型別)	139
--	-----

資料 16 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績	145
--	-----

[調査票情報等の利用及び提供]

資料 17 法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用(実績)	151
---------------------------------------	-----

資料 18 法第 33 条に基づく調査票情報の提供(実績)	153
-------------------------------------	-----

資料 19 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査	155
--	-----

資料 20 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)	157
-------------------------------------	-----

[統計委員会関連]

資料 21 統計委員会委員名簿(平成 24 年 4 月 1 日～)	159
---	-----

資料 22 統計委員会臨時委員名簿	159
-------------------------	-----

資料 23 統計委員会専門委員名簿(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)	160
---	-----

資料 24 統計委員会開催状況(第 55 回～第 63 回)	161
--------------------------------------	-----

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	162
-------------------------------	-----

資料 26 統計委員会における審議結果への対応状況(国民経済計算の整備と 一次統計等との連携強化)	163
--	-----

資料 27 統計委員会における審議結果への対応状況(ビジネスレジスター (事業所母集団データベース) の構築・利活用)	164
--	-----

資料 28 統計委員会における審議結果への対応状況(グローバル化の進展に 対応した統計の整備(貿易統計関係))	166
--	-----

資料 29 統計委員会における審議結果への対応状況(ワークライフバランス	
--------------------------------------	--

の状況を把握するための関連統計整備)	167
資料 30 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確 に把握するための関係統計整備）	169
資料 31 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメード集計、 匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）	170
資料 32 統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の人材の育 成・確保）各府省一覧表.....	173
資料 33 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の概要	174
資料 34 国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数.....	177
[その他関連]	
資料 35 政府統計の総合窓口（e-Stat）について	179
資料 36 政府統計共同利用システムについて	180

【本 編】

I 基本計画

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第4条第1項においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されている。

平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性を示した「本文」と、平成21年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」（計196事項）で構成されている。

1 推進体制

政府では、基本計画に基づく各施策の具体的推進を図るため、各府省統計主管部局長等から構成される「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となつた取組を進めるとともに、基本計画の「別表」に掲げられたそれぞれの事項に応じた推進体制により、取組の推進を図っている。

具体的には、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、全府省横断的事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置して、具体的な対応方策の検討、情報共有等を行っている。また、関係府省連携事項や各府省個別事項については、関係府省又は各府省において、研究会、検討会等を開催し、有識者の知見や地方公共団体の意見等も活用しつつ、それぞれ取組が進められている。

2 取組状況

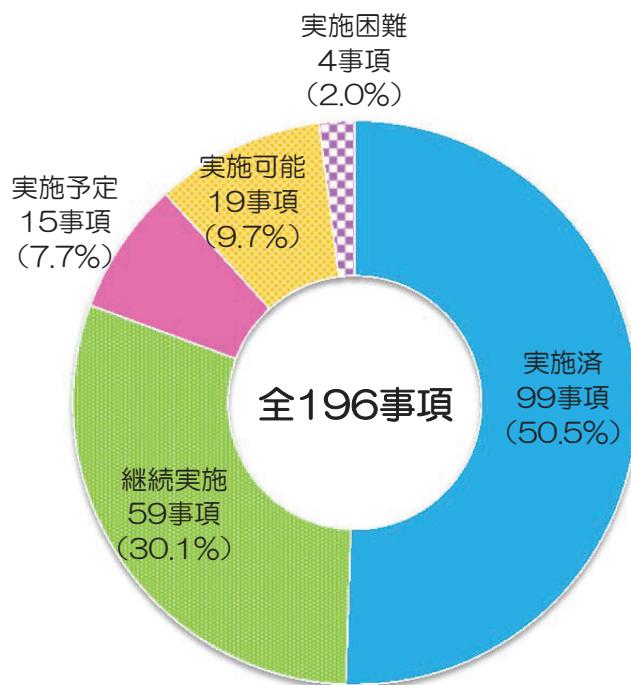
(1) 進捗状況

基本計画の「別表」に掲げられた196事項について、各府省の自己評価結果を基に平成24年度の進捗状況をみると、平成24年度末までに実施済みとした事項（実施済）は、99事項（196事項の50.5%）、毎年度継続的な取組が必要とした事項（継続実施）は、59事項（同30.1%）となっており、実施済と継続実施を合わせると158事項（同80.6%）となっている。

また、平成24年度末までには実施に至らなかつたものの平成25年度末までに実施予定の事項（実施予定）は、15事項（同7.7%）となっており、現行の基本計画の終了時点では、173事項（同88.3%）の進捗が見込まれる。

一方、平成25年度末までの実施は困難であるものの次期の基本計画期間内の実施が見込まれる事項（実施可能）は、19事項（同9.7%）、これまでの検討の結果、基本計画に沿つた形での実施が困難な事項（実施困難）は、4事項（同2.0%）となっている。

図 基本計画の「別表」196事項の進捗状況（平成24年度）



(注) 1 進捗状況は、各府省の自己評価結果による。
 2 同一の事項において府省等により評価結果が異なる場合は、最も高い評価結果を採用。

(2) 平成24年度の主な取組実績

基本計画に掲げられた196事項のうち、平成24年度における各府省の主な取組実績については、以下のとおりである。

表1 平成24年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置づけられる「社会保障給付費」を新たに基幹統計として指定して整備 ◇ 重要性が低下している「埋蔵鉱量統計」を基幹統計から除外 ◇ 企業の不動産ストックを把握する基幹統計の整備 	<p>⇒ 平成24年7月に「社会保障費用統計」として基幹統計に指定（同年11月に22年度分を公表）</p> <p>⇒ 平成25年3月に基幹統計であった「埋蔵鉱量統計」の指定を解除（埋蔵鉱量統計調査も廃止）</p> <p>⇒ 平成25年2月に基幹統計である「法人土地基本統計」の充実のため、「法人土地・建物基本統計」に変更</p>

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【統計相互の整合性の確保・向上】</p> <p>◇ 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>◇ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の充実・拡張</p>	<p>⇒ 平成24年12月に、経済産業省から提供を受けた「経済センサス活動調査」の数値を活用して平成23年度国民経済計算確報を公表 ＜内閣府＞</p> <p>⇒ 平成25年1月から事業所母集団データベースシステムの運用を開始 ＜総務省＞</p>
<p>【経済・社会の変化に応じた統計の整備】</p> <p>◇ 企業のサービス活動に関する統計の整備</p> <p>◇ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p> <p>◇ グローバル化の進展に対応した統計の整備</p>	<p>⇒ 平成25年純粹持株会社実態調査の実施に向け調査計画を作成 ＜経済産業省＞</p> <p>⇒ 平成24年9月に雇用創出・消失指標を作成 ＜厚生労働省＞</p> <p>⇒ 平成25年1月分から出入国管理統計の集計事項を拡充 ＜法務省＞</p>
<p>【統計に対する国民の理解の促進】</p> <p>◇ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充</p>	<p>⇒ 高等学校学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成 ＜総務省＞</p>
<p>【統計データの有効活用の推進】</p> <p>◇ オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供の段階的な拡大</p>	<p>⇒ 平成24年度から木材統計調査に係るオーダーメード集計を新たに実施 ＜農林水産省＞</p> <p>⇒ 平成25年2月の統計委員会答申を踏まえ、国勢調査に係る匿名データの作成に着手 ＜総務省＞</p>

なお、平成24年度における事項別の取組状況については、別編「基本計画事項別推進状況」を参照。

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成24年度末現在において、基幹統計の総数は、

55 統計となっている（表 2 参照）。

表 2 基幹統計一覧 (平成 24 年度末現在)

内閣府<1 統計>	農林水産省<7 統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<11 統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計調査	農業經營統計
個人企業経済調査	経済産業省<10 統計>
科学技術研究統計	工業統計調査
地方公務員給与実態調査	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2 統計>	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
文部科学省<4 統計>	経済産業省企業活動基本統計
学校基本調査	鉱工業指數
学校保健統計	国土交通省<9 統計>
学校教員統計	港湾統計
社会教育調査	造船造機統計
厚生労働省<9 統計>	建築着工統計
人口動態調査	鉄道車両等生産動態統計調査
毎月勤労統計調査	建設工事統計
薬事工業生産動態統計調査	船員労働統計
医療施設統計	自動車輸送統計
患者統計	内航船舶輸送統計
賃金構造基本統計	法人土地・建物基本統計
国民生活基礎統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 産業連関表
生命表	総務省及び経済産業省
社会保障費用統計	経済構造統計
<合計 55 統計 (平成 23 年度末 56 統計) >	

法第 7 条の規定では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聽かなければならないとされており、平成 24 年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料 7 のとおりである。

平成 24 年度に、法第 7 条第 2 項の規定に基づき基幹統計の指定をしたものは、社会保障費用統計である。

また、法第 7 条第 3 項の規定に基づき指定の変更を行ったものは小売物価統計、法人土地・建物基本統計及び漁業構造統計であり、指定を解除したもののは全国物価統計及び埋蔵鉱量統計である（表 3 参照）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成24年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
社会保障費用統計	指定（平成24年7月9日）	社会保障に要する費用の規模及び政策分野ごとの構成を明らかにすることを目的として指定。
小売物価統計	変更（平成24年6月15日）	作成目的を「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすること」に変更。
法人土地・建物基本統計	変更（平成25年2月27日）	名称を「法人土地基本統計」から「法人土地・建物基本統計」に変更。作成目的を「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすること」に変更。
漁業構造統計	変更（平成25年3月19日）	名称を「漁業センサス」から「漁業構造統計」に変更。
全国物価統計	解除（平成24年6月15日）	
埋蔵鉱量統計	解除（平成25年3月29日）	

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成24年度に、総務省は、平成22年国勢調査の集計結果について以下のとおり公表した。

公表日	集計結果
平成24年4月24日	産業等基本集計結果
平成24年6月26日	従業地・通学地による人口・産業等集計結果
平成24年7月31日	移動人口の産業等集計結果
平成24年11月16日	職業等基本集計結果

平成 25 年 2 月 19 日	従業地・通学地による職業等集計結果
平成 25 年 3 月 26 日	移動人口の職業等集計結果

② 国民経済計算

法第 6 条第 1 項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第 2 項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬと規定され、同条第 3 項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならぬと規定されている。

平成 24 年度に、内閣府は、平成 23 年度国民経済計算確報を作成、公表するとともに、四半期 1 次速報及び 2 次速報を 4 回、作成・公表した。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求ることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第 6 項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの(資料 25)を除き、同委員会の意見を聴かなければならぬものと規定されている。

平成 24 年度末現在、基幹統計の総数 55 のうち、統計調査以外の方法により作成する統計(加工統計)は 5 統計(国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数)であり、残りの 50 統計は統計調査により作成する統計(調査統計)である。調査統計のうち、経済構造統計を作成する統計は「経済センサス基礎調査」と「経済センサス活動調査」の 2 調査があるため、基幹統計調査の総数は 51 となる。

平成 24 年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 16 件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは 6 件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは 16 件となっている(表 4 参照)。

表4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成24年度)

府省名	総務大臣への 申請件数		総務大臣の承認件数
		うち統計委員会へ の諮問件数	
内閣府	0	-	0
総務省	2<1>	2<1>	3<2>
財務省	1	0	1
文部科学省	2	0	2
厚生労働省	1	1	1
農林水産省	3	1	3
経済産業省	5<1>	1<1>	4
国土交通省	1	1	1
総務省・経済産業省	1	0	1
合計	16<2>	6<2>	16<2>
(参考) 平成23年度の実績	28<2>	7<2>	29<3>

注1)「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の< >の数値は、平成24年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成24年度に承認されていないもの（「経済センサス・基礎調査」と「商業統計調査」）の件数である。

注2)「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、平成23年度に承認申請を行い、平成24年度に承認が行われたもの（「小売物価統計調査」と「全国物価統計調査」に係る承認）の件数である。

注3)（参考）平成23年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の< >の数値は、「小売物価統計調査」、「全国物価統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、「医療施設調査」、「患者調査」と「農業経営統計調査」が該当する。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

統計調査以外の方法により作成する統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数である。

法第26条第1項において、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関に対して意見を述べることができるものと規定されている。

平成24年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、社会保障費用統計の1件となっている。

なお、この通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成24年度に実施された基幹統計調査は、36件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期で行われる調査（経常調査）は35件、それ以外の周期で行われる調査（周期調査）は1件となっている。

また、法第 14 条において、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、行政機関の長は、統計調査員を置くことができると規定され、法第 15 条で、行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととするとできると規定されている。

平成 24 年度に実施された 36 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 17 件、立入検査等に係る手続規定を措置しているものは 12 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 18 件となっている（表 5 参照）。

表 5 基幹統計調査の実施件数等

（平成 24 年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第 14 条に定 める統計調査 員により実施 している調査	うち 法第 15 条の規 定に基づき、立入 検査等を措置し ている調査	うち 法第 16 条の規 定に基づき、地方 公共団体が事務の 一部を行うことと していけるとす ることとする調査	
総務省	6	1	5	5	0	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	7	0	7	3	0	3
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	36	1	35	17	12	18
(参考) 平成 23 年度の実績	39	6*	34*	18	12	22

注 1) 経常調査とはおおむね 1 年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2 年に 1 回 など）で実施される統計調査である。

注 2) (参考) 平成 23 年度の実績における「*」は、一つの基幹統計調査において周期調査と経常調査を行っているもの。それぞれを 1 件と計上しているため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、基幹統計調査の実施件数とは一致しない。

（6）基幹統計の公表の状況

法第 8 条第 1 項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、43 件となっている（表 6 参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された 34 件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均 60 日である（平成 23 年度の平均は 68 日）（資料 9 参照）。

表6 公表を行った基幹統計の件数

(平成24年度)

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
	うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計	
内閣府	1	1	0	0
総務省	7	0	2	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	9	2	1	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	7	1	0	6
国土交通省	8	0	0	8
総務省・経済産業省	1	0	1	0
合計	43	4	5	34
(参考) 平成23年度の実績	40	3	1	36

注1) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、生命表、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回など）で実施される統計調査である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従来から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成24年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、72件である（表7参照）。

表7 一般統計調査に係る承認件数 (平成24年度)

府省名	承認した一般統計調査の件数		
	うち新規の申請	うち変更等の申請	
内閣府	5	4	1
総務省	8(1)	4(1)	4
文部科学省	3(1)	1(1)	2
厚生労働省	21(1)	3(1)	18
農林水産省	10	4	6
経済産業省	9(1)	2(1)	7
国土交通省	11	2	9
環境省	4	4	0
人事院	3	0	3
合計	72(2)	22(2)	50
(参考) 平成23年度の実績	59	11	48

- 注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。
 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。
- 注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続を行ったものである。
- 注3) 平成24年度に複数回承認されている場合には1件と計上している。
- 注4) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成24年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、205件となっている(表8参照)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成24年度)

府省名	一般統計調査の 実施件数	うち周期調査	
		うち経常調査	
内閣府	14(1)	4	10(1)
総務省	13(2)	8(1)	5(1)
財務省	4(1)	1	3(1)
文部科学省	14(2)	3(1)	11(1)
厚生労働省	49(2)	13(1)	36(1)
農林水産省	40(1)	13	27(1)
経済産業省	31(4)	5(2)	26(2)
国土交通省	40(1)	18(1)	22
環境省	4	0	4
人事院	3	0	3
合計	205(7)	62(3)	143(4)
(参考) 平成23年度の実績	189(4)	39	150(4)

- 注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。
- 注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で実施される統計調査であり、周

期調査とはそれ以外の周期（2年に1回、一回限りなど）で実施される統計調査である。

なお、平成24年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、253件（このうち、平成24年度に新規調査として行われたものが18件）となっている。

（3）一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成24年度に、同項の規定に基づき国・行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、158件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された133件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均126日である（平成23年度の平均は125日）（資料12参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数 (平成24年度)

府省名	一般統計調査の結果の公表件数		
	うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計	
内閣府	10(1)	1	9(1)
総務省	6(1)	1	5(1)
法務省	1	1	0
財務省	4(1)	1	3(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	44(1)	11	33(1)
農林水産省	32(1)	5	27(1)
経済産業省	27(2)	1	26(2)
国土交通省	21	3	18
環境省	3	0	3
人事院	2	0	2
合計	158(4)	25	133(4)
(参考) 平成23年度の実績	157(5)	30(1)	127(4)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回、一回限りなど）で実施される統計調査である。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成25年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長はあらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。

平成24年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新設の届出を行った件数は151件、統計調査の変更の届出を行った件数は139件となっている（表10参照）。

表10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数

（平成24年度）

	統計調査の新設の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	121	116
指定都市	30	23
合計	151	139
（参考） 平成23年度の実績	153	105

注) 平成24年度に複数回届出が行われた場合、1件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成24年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は504件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

（平成24年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	445	59	504
（参考） 平成23年度の実績	412	56	468

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第25条の規定に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定められた法人をいい、現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成24年度に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、4件となっている。

また、法第25条では、届出独立行政法人等が統計調査を新たに行おうとする場合又は従来から行われている統計調査を変更しようとする場合は、あら

かじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。平成 24 年度に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の新規実施の届出を行った件数は 1 件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第 27 条第 1 項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第 2 項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は 61 件となっている（表 12 参照）。

表 12 事業所母集団データベースに記録されている情報の利用状況

（平成 24 年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
		うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
内閣府	1	1	0	0
総務省	8	7	1	0
財務省	1	1	0	0
文部科学省	1	0	0	1
厚生労働省	6	6	0	0
農林水産省	2	2	0	0
経済産業省	6	6	0	0
国土交通省	1	1	0	0
環境省	2	2	0	0
都道府県	28	28	0	0
指定都市	5	4	0	1
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	61	58	1	2
(参考) 平成 23 年度の実績	39	33	4	2

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられ

ている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する（重複是正）ことと規定している。

平成 24 年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 94 件のうち 83 件（実施率 88.3%）、調査履歴登録を行った統計調査は 174 件のうち 166 件（実施率 95.4%）となってい（表 13 参照）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 24 年度）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	8	8	100.0	12(2)	12(2)	100.0
財務省	4(1)	4(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
文部科学省	4	4	100.0	13(1)	12(1)	92.3
厚生労働省	16	15	93.8	31(1)	31(1)	100.0
農林水産省	28(1)	28(1)	100.0	38(1)	38(1)	100.0
経済産業省	9(1)	6(1)	66.7	39(4)	39(4)	100.0
国土交通省	20	13	65.0	32(1)	25(1)	78.1
環境省	1	1	100.0	3	3	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	94(2)	83(2)	88.3	174(6)	166(6)	95.4
(参考) 平成 23 年度の実績	77(2)	71(2)	92.2	159(4)	135(4)	84.9

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 24 年度においては、統計基準について検討が行われたものの、新たに定めた統計基準又は廃止若しくは変更が行われた統計基準はなかった。なお、平成 23 年度以前に設定された統計基準は表 14 のとおり。

表 14 統計基準の設定状況 (平成 24 年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第 29 条第 1 項においては、国の行政機関の長は、国との他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、同項の規定に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は 1 件となっている（平成 23 年度の実績は 1 件）。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、国との他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、国との他の行政機関に対し協力要請を行った件数は 0 件となっている（平成 23 年度の実績は 1 件）。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第 30 条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、地方公共団体の長及びその他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長及びその他の関係者

に対して協力要請を行った件数は2件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成23年度の実績は3件）。

（4）総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認められるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長又はその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができると規定されている。

平成24年度に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた事例はなかった。

8 東日本大震災関係

（1）東日本大震災の影響への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。基幹統計調査に対する特別の措置の実施状況について、平成24年度の状況を付け加えたものは、資料15のとおりである。

（2）東日本大震災に係る統計データの提供

総務省、農林水産省及び経済産業省を中心とした各府省においては、調査結果により、被災に係る統計の公表が行われた（資料16参照）。

III 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成24年度に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は625件となっており、平成23年度の729件から104件減少している（表15、資料17参照）。

表 15 法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用 (平成 24 年度)

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	統計を作成するため の調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	1	1	0
総務省	46	42	4
法務省	0	—	—
外務省	0	—	—
財務省	6	5	1
文部科学省	109	98	11
厚生労働省	205	195	10
農林水産省	82	77	5
経済産業省	129	106	23
国土交通省	47	41	6
環境省	0	—	—
防衛省	0	—	—
人事院	0	—	—
日本銀行	0	—	—
合計	625	565	60
(参考) 平成 23 年度の実績	729	649	80

注) 平成 24 年度に利用を開始したものの数であり、23 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第 33 条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関(以下「公的機関」という。)が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合(法第 33 条第 1 号)
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合(法第 33 条第 2 号)

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、統計法施行規則(平成 20 年総務省令第 145 号)では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調

査票情報を提供した件数は2,478件となっており、平成23年度の2,647件から169件減少している。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は169件となっており、平成23年度の148件から21件増加している（表16、資料18参照）。

表16 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供 （平成24年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)		法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕				
	統計の作成 等を行う場 合	調査に係る 名簿の作成 を行う場合	公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等を行 う者への提 供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者への 提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用である と認める等 の統計の作 成等を行 う者への提 供		
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	361	236	125	35	3	32	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	9	8	1	2	0	2	0
文部科学省	224	221	3	2	1	1	0
厚生労働省	1,228	1,225	3	110	1	106	3
農林水産省	16	15	1	5	0	5	0
経済産業省	526	411	115	5	0	5	0
国土交通省	114	114	0	10	3	3	4
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,478	2,230	248	169	8	154	7
(参考) 平成23年度の実績	2,647	2,417	230	148	18	127	3

注) 平成24年度に利用を開始したものの数であり、23年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条の規定に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメード集計」という。）を行い、これを提供することがで

きる。

オーダーメード集計の対象とする統計調査については、行政機関等の受託体制や調査票情報の仕様等に関する文書の整備を行いつつ、順次拡大を図っている。

平成 24 年度に、国の行政機関がオーダーメード集計の対象として提示した統計調査は 24 調査（155 年次分）となっており、平成 23 年度における 23 調査（119 年次分）から、農林水産省の木材統計調査が新たに追加されている（資料 19 参照）。これらのうち、13 統計調査については、法第 37 条の規定に基づき政令で定める受託独立行政法人等（独立行政法人統計センター）を通じてオーダーメード集計の提供を実施している。

平成 24 年度のオーダーメード集計の提供件数は 19 件となっている（表 17、資料 20 参照）。

表 17 オーダーメード集計の結果の提供件数等

（平成 24 年度）

統計調査 所管府省名	オーダーメード集計 の結果の提供件数			（参考） 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
		うち、学術研究 の発展に資する と認められる場 合	うち、高等教育 の発展に資する と認められる場 合	
内閣府	1	1	0	1
総務省	16	16	0	17
財務省	0	–	–	–
文部科学省	0	–	–	–
厚生労働省	3	3	0	3
農林水産省	0	–	–	–
経済産業省	0	–	–	–
国土交通省	0	–	–	–
日本銀行	0	–	–	–
合計	19	19	0	21
（参考） 平成 23 年度の実績	10	10	0	10

注) 1 件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の結果の提供を行っているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。また、1 件の提供で異なる府省が所管する統計調査を同時に提供している場合、それぞれの府省の提供件数として計上しているため、各府省の提供件数の合計と合計欄の数字は一致しない。

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第 2 項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成 24 年度においては、総務省の国勢調査に係る匿名データの作成について統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（国勢調査に係る匿名データについては、平成 25 年中の提供開始を予定している。）。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる。

匿名データの作成等の対象とする統計調査については、予算、利用者ニーズ、匿名化技術の進展等を勘案しながら順次拡大を図っており、平成 24 年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行うとした統計調査は 6 調査（36 年次分）となっている（平成 23 年度は、6 調査（34 年次分）。資料 19 参照）。これらのうち、5 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条の規定に基づき政令で定められる受託独立行政法人等（独立行政法人統計センター）を通じて匿名データの提供を実施している。

平成 24 年度の匿名データの提供件数は 32 件となっている（表 18、資料 20 参照）。

表 18 匿名データの提供件数
(平成 24 年度)

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	うち、学術 研究の発展 に資すると 認められる 場合	うち、高等教 育の発展に 資すると認 められる場 合	うち、国際社 会における我 が国の利益の 増進等に資す ると認められ る場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
総務省	27	24	3	0	30
厚生労働省	5	5	0	0	5
合計	32	29	3	0	35
(参考) 平成 23 年度の実績	33	30	3	0	38

注) 1 件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行っているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第 39 条第 1 項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等（日本銀行）においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 23 年 3 月 28 日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決

定)に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための管理体制の構築や管理台帳の整備を行っている。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成24年度末時点では7部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成24年度に、統計委員会は9回開催され、部会は合計で24回開催されている（表19参照）。

統計委員会においては、平成24年度当初時点では、平成23年度から審議継続となっていた諮問案件が1件あったが、平成24年度に答申が行われた。

また、平成24年度に新たに諮問が行われ、平成24年度末時点では調査審議中となっているものは1件となっている（表20参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表19 統計委員会及び部会の開催実績等

統計委員会		開催回数					
		平成 24年度	(参考)				
			平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
		9	11	11	12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数					
		平成 24年度	(参考)				
			平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
基本計画 部会	公的統計の整備に関する 基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力 要請及び法律の施行の状況 に関する事項	5	5	4	0	13	9

国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	0	1	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	8	4	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	3	6	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	4	4	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	1	9	0	-
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	4	3	3	0	3	-
部会計		24	23	33	33	35	29

注) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成 20 年 12 月に設置された。

表 20 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 23 年度に諮問し、平成 24 年度に答申した事案	平成 24 年度に諮問し、同年度に答申した事案	平成 24 年度に諮問し、同年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第 6 条第 2 項）	0	0	0
基幹統計調査（法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項）	1	5	1
統計基準の設定（法第 28 条第 2 項）	0	0	0
匿名データの作成（法第 35 条第 2 項）	0	1	0
合 計	1	6	1

2 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 24 年度実績）

平成 24 年度施行状況報告においては、平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 24 年 9 月 25 日統計委員会決定。以下「23 年度審議結果報告書」という。）において指摘されている下記の 9 事項について、各府省の対応状況をフォローアップすることとした。事項ごとの概要は、以下のとおりである（詳細な対応状況については、資料編（資料 26～33）に記載）。

（1）東日本大震災に係る統計データの提供等

総務省政策統括官（統計基準担当）は、基幹統計調査について、本来統計委員会への諮問を必要としない軽微な変更を行った場合であっても、当該変更が東日本大震災に伴うものであった場合には、事後的に統計委員会に報告しており、平成 24 年度の報告件数は 2 件となっている。

（2）国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

国民経済計算については、23 年度審議結果報告書において、現行基本計画期間終了後に実施予定の施策については、新たな工程表の下での推進を検討する必要があること、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との協力関係の構築に努める必要があること等が記載された。

内閣府では、特に 2008SNA への対応、生産側 QE、分配側 QE の開発等について検討するため、次回基準改定（平成 28 年中目途）に向けた研究会を立ち上げた。また、平成 24 年 12 月には、経済産業省から提供を受けた「平成 24 年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額等を推計し、平成 23 年度国民経済計算確報として公表を行った。体制の充実も行った。

（3）ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ビジネスレジスターについては、23 年度審議結果報告書において、平成 25 年以降の正式運用に向け、（i）より正確な母集団情報の整備、（ii）各統計調査における共通事業所・企業コードの保持、（iii）ビジネスレジスター統計の作成・充実、を計画的に推進する必要がある旨が記載された。

総務省（統計局）は、平成 25 年 1 月から事業所母集団データベースシステムの運用を開始し、同システムへ順次、労働保険情報や商業・法人登記情報、EDINET 情報等のデータの記録ができるよう準備を進めている。また、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報により整備した母集団情報の作成方法の検討や、各府省の統計調査結果における共通事業所コードの保持状況の把握等を行っている。

（4）グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）

グローバル化の進展に対応した統計については、23 年度審議結果報告書において、関係府省や学識経験者の意見を含め、貿易統計を活用するに当たつ

ての課題について具体的に検討する必要がある旨が記載された。

財務省では、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成、輸出入申告書の貿易形態別の一部情報の貿易統計への反映、貿易統計の基幹統計化について具体的な検討を行った。

（5）ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ワークライフバランスについては、23年度審議結果報告書において、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目の全体像を整理した上で、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある旨が記載された。

総務省では、労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。また、就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。

厚生労働省では、雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割し、平成24年上半期分を平成24年12月に公表した。また、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、21世紀成年者縦断調査について新たな標本の追加を行い、21世紀出生児縦断調査について、平成22年度に標本が追加された後の結果を平成24年12月に公表した。

（6）非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備については、23年度審議結果報告書において、雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合、時系列的比較が可能となるよう調査設計等を固定して実施する必要があること、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要があることが記載された。

厚生労働省では、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）について、各調査年のテーマに即した調査事項と毎年共通の調査事項とに分けて調査することとし、平成24年調査から対応している。

（7）オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供

オーダーメード集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用については、23年度審議結果報告書において、各府省は引き続き二次的利用の促進を図ることが必要であること、二次的利用を取り巻く諸課題につい

ては、総務省の研究会の検討状況を注視していくこと等が記載された。

各府省では、オーダーメード集計や匿名データの利用可能な統計調査について、統計調査の種類や年次の拡充を行っている（資料 19 参照）。

総務省政策統括官（統計基準担当）では、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、平成 24 年 10 月に試行運用段階のオンサイト利用施設を見学し、同年 12 月及び 25 年 3 月にオンサイト利用に関する論点整理等を進めた。また、擬似ミクロデータについても検討を行った。

（8）統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、23 年度審議結果報告書において、専門性の高い人材の育成・確保に向けて大学等との連携を強化することとされた。

これを受け、関係府省では、①統計部局における大学等との人事交流、②統計部局職員による学会の大会等への参加、③統計部局の主催する統計関係の研究会等への外部有識者の活用等の取組を進めている。

（9）行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用については、23 年度審議結果報告書において、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、各府省での調査・検討が必要であること、オーダーメード集計による税務データの活用については、各府省において、活用可能性を検討し、必要に応じて関係府省間で調整すべきであること等が記載された。

各府省は、調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について検討を行っている。また、税務データの活用については、その検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、財務省、国税庁及び経済産業省で検討を行っている。

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の協力を得て行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施し、その取りまとめを行った（資料 33 参照）。

V その他

1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料 35 参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Stat を通じて

提供されており、e-Stat は法第 54 条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っていると言える。

e-Stat には、平成 24 年度に約 3,944 万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス^{注)}を除いた件数は約 1,844 万件である。）（表 21 参照）。

注) クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表 21 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数 （平成 24 年度）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	751,875
総務省	12,009,763
法務省	936,617
外務省	15,385
財務省	9,080,440
文部科学省	1,933,139
厚生労働省	5,612,915
農林水産省	7,484,265
経済産業省	547,146
国土交通省	973,840
環境省	75,845
防衛省	146
人事院	17,645
合計	39,439,021
(参考) 平成 23 年度実績	51,217,585

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものその他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 統計法違反事案

平成 24 年度に、統計法違反事案の報告はなく、法との関連で問題があると見られる事案についても、新たな報告はなかった。

なお、平成 23 年度統計法施行状況報告の資料 43 にある平成 22 年国勢調査に係る事案については、法第 60 条第 2 号の違反容疑があることから、平成 25 年 2 月に逮捕、同年 3 月に起訴が行われている。

【別 編】

次頁以降の表中における区分は次のとおり。

- 昨年度の統計委員会の評価
「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 24 年 9 月 25 日統計委員会）における統計委員会の評価を抜粋。
なお、「実施済は妥当」とされた事項（「実施済は妥当（一部のみ）」とされた事項を除く。）については、「平成 24 年中の検討状況又は進捗状況」欄以降に斜線を付している。
- 実施済・実施予定等の別
 - ア 実施済：平成 24 年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの
 - イ 継続実施：現行基本計画期間内のみならず、次期基本計画期間内においても、継続的に措置・取組を講ずる必要が認められるもの
 - ウ 実施予定：平成 24 年度末までには実施に至らなかつたものの、現行の基本計画期間内である平成 25 年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの
 - エ 実施可能：現行基本計画の期限である平成 25 年度末までに実施することが困難と考えられるものの、次期基本計画期間内には実施済みとなることが見込まれるもの（平成 26 年度以降引き続き検討するものを含む。）
 - オ 実施困難：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難と見込まれるもの

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	<「別紙」参照> <ul style="list-style-type: none">○ 平成28年に予定されている経済センサス・活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業連関統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	<ul style="list-style-type: none">○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によつては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府、産業連関表(基本表) 作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
		内閣府、産業連関表(基本表) 作成府省庁	国民経済計算は次の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。
		内閣府	平成17年基準改定時に移行する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<「別紙」参照>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成23年5月)が行われた。同答申の中で、平成28年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直しが今後の課題として指摘されていることから、これら課題について府内に設けたPTを中心に検討を行った。【内閣府】 ○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。)において、平成24年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を、検討報告書として取りまとめた。 ○ 経済構造統計の1回目の調査結果の検証がまだ行われておらず、経済構造統計の今後の在り方についても流動的であることから、現状では経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の全体的な議論ができないこと、体系的整備の視点が多数あるためどの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難であることを踏まえ、上記検討報告書を持って産業関連統計全体に係る体系的整備の検討結果とし、今後は、具体的な課題ごとに検討していくこととする。【以上総務省】 	実施可能	平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに結論を得るべく検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度以降、内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する経済センサス-活動調査における工業統計調査相当部分について意見交換を行ってきた。平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス-活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府及び経済産業省】 ○ 平成24年経済センサス-活動調査については、平成21年11月に要望書を提出し、22年7月に調査実施者から検討結果を聴取済み。【産業連関表作成府省庁】 	実施済	—
実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年中の検討において、平成23年産業連関表から導入する方針を取りまとめ済み。【産業連関表作成府省庁】 	継続実施 (平成23年産業連関表に関しては、実施済)	—
実施済は妥当。		実施済	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。 ○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。 ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。 ○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。 	内閣府 内閣府、産業連関表(基本表) 作成府省庁	平成17年基準改定時に実施する。 国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。 平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
イ 基準年次推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply - Use Tables) / IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。 ○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。 	内閣府、産業連関表(基本表) 作成府省庁 内閣府、産業連関表(基本表) 作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。 国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 93SNA及び08SNAに準拠した我が国の国民経済計算の判断基準に即して、格付けの見直しを実施した。【産業連関表作成府省庁】 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。 	実施済	—
実施済は妥当(一部のみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施され、一部の課題(公的部門分類、FISIM等)については平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に対応した。その他の課題(研究開発(R&D)の資本化等)についても府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣府】 ○ 統計委員会・第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日)において、基本計画の記述について「供給表・使用表から機械的にX表を作成するという作成手順に関するものではなく、現実的な制約の中で、できる限り理想に近い表となるよう推計精度の向上に努める必要がある」との趣旨である旨の理解がなされたことを受け、その後、産業連関表の精度向上について、部門設定及び産業連関表作成の基礎資料を得るために行う統計調査の改善の観点から検討した。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定とともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算において基本価格表示を導入するに当たっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表の状況を踏まえつつ、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。【内閣府】 ○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であることから、平成23年産業連関表での対応は見送る。 ○ 次回表(平成27年産業連関表を予定)において、データの整備状況等を踏まえ、改めて検討することとする。【以上産業連関表作成府省庁】 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT／IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。 ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。 ○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府 内閣府 内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに導入する。 次々回基準改定における導入を目指す。 次々回基準改定までに段階的検討を行う。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。【内閣府】 ○ 平成23年度までに、 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類及び投入構造等の確認、当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討 ② サービス部門を広く対象にして行う「サービス産業・非営利団体等投入調査」、企業の管理経費の内訳を把握するために行う「企業の管理活動等に関する実態調査」及び産出構造の把握の検討に資することを目的として試行的に行う「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(いずれの調査も総務省が実施)の実施計画についての検討を行った。 平成24年度においては、これら検討を踏まえ、平成23年産業連関表における部門分類及び各部門の概念・定義・範囲を設定とともに、各種統計調査を実施した。【産業連関表作成府省庁】 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、府内に設けたPTを中心に検討した結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得た。 <ul style="list-style-type: none"> 所得面からのGDP推計について、欧米諸国の事例等について調査を行うなど、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。所得面における営業余剰の推計等の課題についても検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 	実施困難(一部)及び実施可能(一部)	所得面からのGDP推計については、国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めいく。
実施済は妥当(一部のみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に実施した調査研究事業で平成12年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)を比較した結果示された検討課題について、平成17年基準の延長産業連関表において改善された国内生産額及び家計消費支出や国内総固定資本形成などの最終需要部門の推計方法などについて再整理を行った。【経済産業省】 ○ 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表を平成25年3月に公表した。【内閣府】 	実施可能(一部)及び実施済(一部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年3月に公表された平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表を用いて、産業連関表(延長表)と国民経済計算の年次産業連関表との比較検証を行うとともに、平成22年度に実施した外部有識者による研究会における平成12年基準での比較検証結果とにより整合性確保の検討を行う。 ○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)で推計の原理がそもそも異なる部分や部門概念が異なる部分等について検討を行う。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。 ○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。 ○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。 	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
		内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
		内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。 	内閣府	平成21年度から検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当(一部のみ)。	○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めしていく。
実施済は妥当(一部のみ)。	○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張するまでの課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 また、これらの検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
次年度以降の審議対象とする。	○ 平成23年度までに、各課題について、国民経済計算における位置付けや既存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を得て、整理を行った。平成24年度においては、整理した課題について、関係省庁とともに議論を行った。 具体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備については、「主にサービス業などの業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備については、基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある。) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題 ⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備については、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難)	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	○ 前年度に引き続き日本銀行の協力を得て、「企業物価指数(2010年基準)」改定結果を踏まえ、品目ごとの物価指数との対応関係のチェック等を通じてデフレーター推計の精度向上を図るなど、価格指数と概念の整合性に関する検討し、四半期別GDP速報値(平成24年4-6月期1次)より、反映した。 また、長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期遡及を行うべく、検討・推計作業を進めているところ。なお、現在公表している経済活動別付加価値の計数表において、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断続している点については、長期遡及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。	実施済(一部)及び実施予定(一部)	長期遡及推計については、平成25年夏頃を目途に公表する予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。 ○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。 	内閣府	平成21年度に実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。 	内閣府	平成21年度に検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期推計を利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。 	内閣府	平成21年度に検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。 	内閣府	平成21年度から順次検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。 	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。 四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。 	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。 	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。 	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度以降、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計（工業統計と経済産業省生産動態統計）それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。 	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度以降、経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。 平成24年12月には、上記のように検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。【内閣府】 ○ 経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、経済産業省生産動態統計調査について内閣府から要望のあった平成22年～23年の個票データの提供を行った。【経済産業省】 	実施済	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。 	内閣府	平成21年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。 	総務省	平成25年度までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。 	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。 	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。 	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。 	内閣府	平成22年以降、順次検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする(②について)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ ②の長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。平成24年度においては、原則全ての系列について平成6年まで長期遡及を行うべく、検討・推計作業を進めているところ。なお、現在公表している経済活動別付加価値の計数表において、経済活動分類が平成16年と平成17年の間で断続している点については、長期遡及の際に併せて、平成6年から平成16年の期間について、新分類に基づく推計を行う方針である。 	実施可能(一部)及び実施済(一部)及び実施予定(一部)	①は、国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めていく。 ②は、平成25年夏頃を目途に公表する予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の調査世帯数や調査項目について内閣府(経済社会総合研究所)及び日本銀行から意見を聴取したところであり、調査項目の拡充及び調査世帯標本数の見直しについて、予算措置等を含め、所要の検討を行っているところ。 	実施予定	平成25年度までに結論を得る予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、ビジネスレジスターに経済センサス活動調査(確報)情報の収録後以降に検討を開始する予定である。 	実施可能	ビジネスレジスターの母集団情報の活用の可能性について、有識者を交え、統計の継続性や有効性等を検討する。
実施困難は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について関係省庁と検討を行ったところであるが、QE推計に用いることができる四半期別の人員・賃金単価に関する情報がないことが確認されたため実施は困難との結論を得た。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産面からの四半期推計については、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 四半期推計におけるサービス産業動向調査の活用に向けて、平成25年1月の同調査の見直しを踏まえ、総務省と連携しつつ、検討を進めた。 	実施可能	生産面からの四半期推計については国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて検討を進めしていく。四半期推計におけるサービス産業動向調査の活用については、平成25年1月の同調査の見直しを踏まえ、総務省と連携しつつ、引き続き検討を進める。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。 	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。 	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済センサス・活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス・基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。 	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。 	総務省	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。 	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。 	総務省	平成21年度から検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする(②、③について)。	<p>① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いこととなる。このため、推計方法の工夫として、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策について、有識者の検討会において検討を行った。</p> <p>② 退職者比率の把握については、平成2年の毎月勤労統計調査の改正において新たにパートタイム労働者について調査を行うこととした際に調査負担に配慮して廃止した経緯があり、現時点でもパートタイム労働者の把握は退職者の把握より重要であると考えるため、毎月勤労統計調査において、退職者の把握は予定していない。なお、関係統計の調査項目のスクラップ＆ビルトの観点で見直しを進めた結果、雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することとし、平成23年度調査から実施している。</p> <p>③ 退職金は、退職時の事業所から支払われるものとは限らず、支払い形態も複雑であることから、毎月勤労統計調査において、毎月、事業所に対して調査することは困難であるため、退職金についての調査は予定していない。</p>	①実施予定 ②実施済 ③実施済	①当該検討会の報告書の内容を踏まえ、平成25年度中に結論を得る予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における行政記録情報の活用等基礎資料の利用可能性について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 	実施予定	平成25年度までに結論を得るべく検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年9月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行った。また、地方公共団体との検討会(2回)や経済センサス・基礎調査に関する研究会(1回)において、本調査の実施計画策定に向けた検討を行った。 ○ 上記の検討結果等を踏まえ、平成26年経済センサス・基礎調査の実施計画案を作成し、「経済センサス・基礎調査の変更」について、平成25年3月28日に統計委員会へ諮問した。 	実施予定	平成26年の実施に向けて準備を進めている。
次年度以降の審議対象とする。	<p>※平成23年度に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、平成23年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。 ○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。 ※上記取組を受けた平成24年度の対応 ○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、平成24年度においても照会業務を引き続き実施した。 ○ 上記照会業務について、労働保険情報の照会対象と重複することを踏まえ、照会業務について、年4回から年1回の周期として実施する見直しを行い、労働保険情報に基づく既照会済み対象を除外した上で、実施した。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より、本格的に開始した。 ○ また、当該情報及び商業・法人登記簿情報に基づく照会結果の活用に関するスキームを構築した。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年3月に策定した整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査結果(各府省で実施している21の統計調査)については、各種行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報)と併せて、毎年度整備・提供する最新の母集団情報に活用することとした。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 	実施済	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 イ ビジネスレジスターの充実と拡張	<ul style="list-style-type: none"> ○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的の方策を検討する。 	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。 	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPRコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。 	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。 	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ EDINET情報については、企業ごとに有価証券報告書に記載されている財務諸表の科目が相違しており、全ての科目についてビジネスレジスターへデータの記録をするには相当の作業量が発生することが判明した。 このことから、従業員数、売上高、総費用、売上原価、資本金など経済センサスと共通する項目についてはビジネスレジスターに記録することとした。 なお、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。【総務省】 ○ 総務省と打ち合わせを行い、ビジネスレジスターへの記録状況、記録項目、提供時期等について確認を行った。 その結果、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。【財務省】 	実施済	—
実施済は妥当。		実施済	—
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする。	<p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日（地震の影響により、持ち回り開催に変更）</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に同検討会から以下の指摘を受けた。</p> <p>(指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のために現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>上記「厚生労働統計の整備に関する検討会」の検討結果におけるSHAの質の担保に貢献するため、平成22年度国民医療費の作表において推計方法の全面的な再検討を行うとともに、把握可能な資料を元に推計することにより統計の精度向上及び結果の拡充を図った。</p> <p>【主な改善内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般診療医療費」を「医科診療医療費」と「療養費等」へ細分化 ・「公費負担医療給付費分」の「その他」から「児童福祉法」、「特定疾患治療研究費」及び「地方公共団体単独実施」を細分化 ・「高額療養費」の支給金額の推移表を追加 ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る医療給付費を公費負担分と事業主負担分に分割計上 ・「被用者保険」の被保険者、被扶養者、高齢者別の推計について、「健康保険・船員保険事業年報」の支払確定額を活用 ・国家公務員災害補償法の適用外となる特別職の防衛省職員及び裁判所職員の災害給付を新たにデータソースとして活用 ・従来は保険給付額(7割分)のみで全体を推計していたが、医療費総額(10割分)が入手可能となつたため、医療費総額(10割分)と保険給付額(7割分)を活用する推計方法に変更 ・従来は、医科診療医療費の「病院」、「一般診療所」別の推計に1ヶ月分の支払額により推計を行っていたところ、年間の支払確定額を用いる推計方法へ変更 	実施済	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (5) 財政統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。 ○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。 ○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。 	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。 ○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。 ○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。 ○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。 ○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。 ○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。 ○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。 ○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。 	内閣府 国土交通省 内閣府 内閣府 内閣府 内閣府 内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。 次々回基準改定時に導入する。 平成21年度から実施する。 次々回基準改定時に実施する。 平成17年基準改定時に実施する。 平成17年基準改定時に実施する。 次々回基準改定時までに結論を得る。 次々回基準改定時までに結論を得る。
(7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の我が国の国民経済計算において資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、格付の整理や恒久棚卸法による対応可能性の検討を引き続き実施した。 	実施予定	平成25年度末までに、現行の我が国の国民経済計算の拡張として対応可能な範囲およびその試算値等を整理し、次回基準改定(平成28年目途)での対応方針について結論を得る予定。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008SNAに対応した資本サービス投入量については、次回基準改定(平成28年目途)に向け、府内に設けたPTを中心として検討を行った。また、検討を行うための新たな場として、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めしていく。
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度より公表された建築物ストック統計の推計結果について、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性については、府内に設けたPTを中心として、検討を行った。 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行った。 	実施可能	国民経済計算の次回基準改定(平成28年目途)に向けて、結論を得るべく検討を進めていく。
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指数の基準改定の客觀性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。 ○ 季節調整値の客觀性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。 ○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。 	総務省	平成21年度に実施する。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。 ○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。 	総務省、経済産業省	平成22年を目指して実施する。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。 ○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。 	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。 	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粹持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。 	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワーカライフバランス等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るために、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。 	総務省	平成23年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当(一部のみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成24年度調査の結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信利用動向調査については、平成22年度から調査対象数を増やし、世帯調査の都道府県別表章や情報通信分野の利用実態に即したきめ細やかな分析が行えるよう、必要な標本数を確保した調査設計としている。また、平成22年調査及び平成23年調査において都道府県別の表章を実施し、調査結果を公表(平成23年5月18日及び平成24年5月30日)するとともに情報通信白書等に掲載した。 	実施済	—
次年度以降の審議対象とする。	<p>※平成23年度に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成23年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討した結果、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査から得られる知的財産活動データ、法人企業統計調査及びEDINET情報から得られる財務データについて、経済センサス-基礎調査から得られる企業グループ情報及び共通事業所コードを用いて相互に活用することで、分析が可能になるとの結論を得た。 	実施済	—
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果で把握した純粋持株会社の全てを対象として、常時従業者数との機能別内訳、傘下企業に関する情報及び収益内訳等を調査することについて検討した結果、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施することとした。 ○ また、その結果を平成26年実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせて、持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討する。 	実施予定(一部)及び実施可能(一部)	平成25年純粋持株会社実態調査については、平成25年夏に調査を実施し、調査結果の公表は年度末を予定している。
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成人者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。 <ul style="list-style-type: none"> (1)雇用動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 ・ 平成24年雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けていた。) (2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・ 21世紀成人者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・ 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等【厚生労働省】 	実施済	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコードを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ○ 21世紀成人者縦断調査は平成24年度に新たなコードを追加し、平成24年11月に調査を実施した。 	実施済	－
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加した。 作成時期の見直しについては、現行の転出入の多い時期以外に変更すべく、地方公共団体の意見も踏まえ、1月1日とすることとした。 なお、変更の時期は平成26年3月31日現在の調査より変更することとし、平成25年3月29日付けで局長通知の改正を行った。 	実施済	－
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3)暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個別化の状況のより的確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
(3)暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について検討する。 ○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。 ○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。 ○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。 ○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 厚生労働省 厚生労働省 総務省(関連:国土交通省)	平成25年中に結論を得る。 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 平成23年中に結論を得る。 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
(4)教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。 ○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。 ○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	文部科学省 文部科学省 各調査の実施府省	平成21年中に結論を得る。 平成22年中に結論を得る。 原則として平成21年中に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
次年度以降の審議対象とする。	<p>※平成23年度に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に個別化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」と「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。 ○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会(平成23年6月2日開催)において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。 ○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るために、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のより的確な把握に努める。 ※上記取組を受けた平成24年度の対応 ○ 調査票の記入例に注意喚起の文言を盛り込むなど、世帯全体の家計収支のより的確な把握に努めた。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国単身世帯収支実態調査の調査結果の分析、平成21年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成23年12月に平成21年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。 平成24年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討を行い、平成26年調査においてもモニター方式による調査を実施するという結論を得た。 	実施済	—
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかつた。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 	実施可能	今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討。
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年9月から平成24年11月までの間、有識者等を構成員とする「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」(計6回開催)にて所要の検討を行い、その検討結果をもって、平成24年11月に統計委員会に諮問し、平成25年2月に答申を得た。 	実施済	—
次年度以降の審議の対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等の実施により明らかとなった課題への対応策について検討し、平成24年度調査から客観的な基準の設定部分等について改善を図る予定。 〔具体的検討〕 <ol style="list-style-type: none"> 1 計上の仕方を分かりやすくすることにより、より客観的な調査にするため、調査票の注記の例示を増やすとともに、注記の記載を分かりやすくする。 2 いじめについて、緊急調査の際に認知件数の地域差が大きかったことを踏まえ、いじめアンケート実施状況や頻度の有無など、調査項目を追加する。 	実施予定	平成24年度調査を平成25年5月から実施予定であり、その際に、平成24年度に検討したことを実施予定である。
実施困難は妥当。			
総務省(統計局)、厚生労働省の実施済は妥当。国土交通省は次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員は、労働環境の特殊性から、賃金決定の際、重要視されるのは「学歴」ではなく「海技免許の資格」等の区分であることから、一般的に学歴と賃金の間に、ある程度の関連性が認められる陸上労働者との「学歴」を基準とした比較は困難であり、報告者負担の観点も含め、「学歴」は追加しないこととした。【国土交通省】 	実施困難	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。 ○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。 	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。 ○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。 	環境省	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。 ○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。 	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうるよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値ができるだけ早期に利用できるよう努める。 	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。 	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施について、他省庁、大学等との協力・連携を含め、調査手法、調査内容の検討を行うため、昨年11月に文部科学省において「「学校から社会・職業への移行」に係る縦断調査に関する検討会」を設置して、計4回の検討を行った。 	実施予定	左記の検討を引き続き行った上で、調査の実施の在り方についての結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者で構成する「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」での検討により、塾への通塾頻度は厚生労働省『21世紀出生児縦断調査』においてすでに調査を行っているため、進路希望について附帯調査を実施するとの結論を得た。また、高等学校の保護者については回収率が減少していることから、本体調査の見直しとして調査対象数の増加を検討することとした。 	実施予定	左記の結論を平成26年度調査に反映できるよう調査計画変更の承認申請を行う予定である。
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2013年3月に「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。 	継続実施	統合レポートの内容を踏まえ、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を引き続きしていく予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年2月に温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見も踏まえ、算定方法の精緻化を図った(平成25年4月に、精緻化された算定方法によって算定された平成23年度温室効果ガス排出量を公表し、気候変動枠組条約事務局にも提出)。 また、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計の整備のため、平成24年7月に総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査」を開始した(平成25年9月まで調査を実施し、その後成果をとりまとめ、公表する予定)。同調査の進め方等については、専門家からなる検討会を開催する等、平成28年度の統計調査の本格実施に向けた準備を進めた。 ○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関し、関係府省と協力して情報収集を行い、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」として公開した。 	継続実施(一部)及び実施可能(一部)	家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施に向けて継続的に試験調査や検討を行う予定。
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギーなど再生可能エネルギーに関する統計を整備する際のスキームについて検討した。 具体的には、統計に必要となる事業情報の効率的な収集を可能とするため、電気事業者等に義務付けられている報告内容の改善についての検討や、平成24年7月に開始した固定価格買取制度に基づき収集するデータの精査を行った。【資源エネルギー庁】 	実施予定	引き続き、再生可能エネルギーの導入量の推計方法の検討を行い、統計の整備の在り方や手法について、その必要性を確認の上、平成25年度末までに結論が出せるよう検討する。【資源エネルギー庁】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ早期化を図っているところ。24年度は例年よりもエネルギー需給バランスの確認に時間を要したものの、前年度と比較して早期化が図れた。【資源エネルギー庁】 ○ 東京電力福島原子力発電所事故に伴う、放射性物質汚染による出荷制限等の影響による茨城県及び栃木県における調査票の回収が遅延したため、平成24年度は、前年度と同日(10月3日)の公表であった。【林野庁】 	継続実施	—
次年度以降の審議対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。 	実施済(一部)及び継続実施(一部)	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。 ○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。 	環境省	平成21年度から検討する。
(6) 観光に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。 ○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。 ○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。 	観光庁	平成22年度までに実施する。
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。 ○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。 ○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。 ○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。 	財務省 法務省 厚生労働省	平成21年度から検討する。 平成25年までのできるだけ早い時期を目指し結論を得る。 平成21年中に結論を得る。
(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。 ○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。 ○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。 	各調査の実施府省 総務省、厚生労働省 総務省	原則として平成21年中に結論を得る。 原則として平成21年中に結論を得る。 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)作成要領に従って、試行版である平成17年版環境IOの作成に着手した。統合大分類レベルの環境フロー表及び取引基本表における処理部門を作成し、課題を抽出した。 ○ 「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のため、環境統計のデータフォーマット変換手順等を整理した。 	実施予定	基本分類レベルの環境フロー表の作成及び取引基本表の部門の細分化に取り組む。 今後も整備について検討を行う。
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビジネスレジスターが運用開始されたことから、事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースそれぞれの収録情報を接続することについて技術面、費用対効果、有用性等について検討を開始した。 	実施可能	両データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。 	実施予定	今後も、引き続き、提供していく予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在留外国人統計及び出入国管理統計に係る国籍、入国(在留)目的等の項目を拡充することとし、平成25年1月分の出入国管理統計(月報)から、国籍を拡充した統計表を公表した。 	実施済(一部)、実施可能(一部)及び実施予定(一部)	在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計を平成25年末までに公表予定(出入国管理統計(年報)については、国籍及び入国目的等の項目を拡充したもの)を平成26年末までに公表予定。
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割し、平成25年1月から調査を実施した。 また、平成24年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。【総務省】 ○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。 ○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【以上厚生労働省】 	実施済	—
実施済は妥当。			
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。 ○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。 ○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。 ○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。 ○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。 	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 総務省 厚生労働省、総務省	平成24年末までに実施する。 ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。 平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。 平成25年度までを目途に結論を得る。 平成21年度から検討する。
(9) その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。 ○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 ○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。 	総務省 厚生労働省 法務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 平成24年調査の企画時期までに結論を得る。
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済センサス・活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。 ○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。 	総務省 総務省	平成23年度の経済センサス・活動調査における活用を平成21年度から検討する。 平成21年度から具体的な検討を開始する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 雇用・賃金福祉統計課において雇用創出・消失指標を推計し、平成24年9月12日に公表した。	実施済	－
	○ 平成25年1月よりビジネスレジスター(事業所母集団データベースシステム)の運用が開始されたことから、順次、共通事業所コードの付与及び保持を行う。	実施済	－
	○ 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受け、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。	実施済	－
	○ 「雇用失業統計研究会」において検討し、「フローデータの基幹統計としての集計・公表は慎重であるべきである」との結論を得た。	実施済	－
総務省 (統計局) の実施済 は妥当。	○ 四半期ごとに実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く12大産業)において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施している。【厚生労働省】	実施済	－
	○ 平成22年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成23年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。 ○ 平成27年国勢調査についても、平成23年度から有識者を含めた検討会を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始。 ○ 平成24年度においては、第1次試験調査を実施し、諸外国による事例を参考にインターネットによる回答を推進するための調査方法等を検証。	実施可能	平成25年度は第2次試験調査を実施し、モバイル端末にも対応したインターネット回答の仕組みの構築やインターネット回答の推進に伴う円滑な事務処理方法について実地に検証を予定。
実施済は 妥当。			
次年度以 降の審議 対象とす る。	○ 平成24年度における取組実績なし(平成23年度において調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策を取ることにより、精度向上を図っている。)。	実施済	－
実施済は 妥当。			
実施済は 妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメード集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ EDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を21年度から開始している。この中で、総務省へビジネスレジスターに収納するためのシステム開発に関する検討結果を確認したところ、①XBRL化されたEDINET情報の経理項目と各科目とのタグの関連付け、②企業の勘定科目と調査項目の関連付け(新規企業については新たに分析の必要、かつ既存提出企業についても科目変更に伴う見直しの必要性が隨時発生する)③企業間における科目的関連付け等に相当の作業量が発生することが判明したとの情報を得たことから、今後、財務省においても独自に集計システムの改修を行うことは困難であるとの結論に達した。 ただし、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に、財務省、国税庁及び経済産業省の3省庁間で、経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は、申告者の単位、項目概念の相違、電子データ化の状況により、実施困難との結論に至った。 しかしながら、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた、検証を行うべきとの統計委員会の指摘により、今年度は検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、3省庁間で検討を行った。【財務省、国税庁及び経済産業省】 	実施予定	地域や業種を限定して作成したオーダーメード集計の形態による税務データの集計表を基に、経済センサス活動調査への活用の可能性について検証し、25年度中に結論を得る予定。
厚労省の実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】 ○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】 ○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】 ○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査計画を策定する際に検討を行っているが、平成24年度に新たに活用した事例はない。【総務省】 ○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。 ○ 社会医療診療行為別調査及び医療費の動向調査について、平成23年度に引き続き行政記録情報を活用し、統計作成を行った。また、平成24年度は地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設調査)、消費生活協同組合(連合会)実態調査、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について行政記録情報を活用し、調査を行った。【以上厚生労働省】 ○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行い、平成24年度は、農業協同組合及び同連合会等一斉調査(一般統計調査)において一部の調査項目を行政記録情報で代替することとし、調査を行った。【農林水産省】 ○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】 ○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】 ○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメード集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目指して実施する。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。 ○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るためにの場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から検討する。 平成22年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省】	継続実施	—
	[各府省ともに、平成24年度における該当事例はない。]	継続実施	—
会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。	○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度及び平成23年度に引き続き、平成24年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	—
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省】 ○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(住宅・土地統計調査、漁業センサス(コールセンターによる照会対応))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】	継続実施	—
実施済は妥当。	○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始し、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、平成24年4月6日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。今後は、品質保証ワーキンググループによる統計の品質(プロセス保証)の検討状況を踏まえつつ、民間事業者における統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法について、引き続き、検討を行っていく。	継続実施	—
	○ 各府省と統計調査業務に関する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成25年2月に開催し、民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果等を検証するために重要な入札及び受託業務の履行についての意見交換を行い、今後の民間事業者の活用を行っていく上での基礎資料として活用。今後も民間事業者の団体との意見交換等を毎年開催し、民間事業者の活用効果の検証等を行っていく。		—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
イ 各府省の取組	<p>○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。</p> <p>○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループで専門家集団を編成することについての可否を含めて検討を行った結果、専門家集団を編成することは、現状においてニーズや編成を行うための要員の確保する余裕・見込みがなく、新たな統計調査の実施や統計の実施に際しては、各府省における研究会の開催を通じて有識者の知見等が活用されているところであり、専門家集団を編成することは現実的ではない。しかしながら、専門家集団を代替えするものとして、既存の組織・機能及び再任用職員等の活用という方向で検討を進めていく。 	実施困難	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】 ○ 平成24年就業構造基本調査の実施に際し、一部地域（県庁所在都市、政令指定都市、人口30万以上都市）に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省】 ○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。 平成24年度から保健師活動領域調査（活動調査）及び被保護者調査において報告をオンラインで実施し、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査において調査票の一部をオンラインで実施した。【厚生労働省】 ○ 既存統計を見直す際は、行政ニーズなどを踏まえつつ、報告者の負担軽減等の観点でも検討を行っている。【農林水産省】 ○ 平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査と商業統計調査について、総務省と連携の上、両調査を同時実施する体制の構築や調査内容の見直しを行い、報告者負担の軽減、事務の効率化を図った。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行った。 ○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した（1,666品目→1,644品目）。【以上経済産業省】 ○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成25年度予算に計上。【総務省】 ○ 「統計データの有効活用の推進」に必要となる経費等を平成25年度予算に計上。【文部科学省】 ○ 平成24年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官（1名）と21世紀成人者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長（1名）を平成24年10月から設置した。 ○ 平成25年度においては、WHO国際統計分類協力センター業務に関する体制強化のために国際統計調整官を1名、人口動態死因基本分類の管理に係る体制整備のために、死因基本分類管理専門官1名及び死因基本分類管理係長1名が平成25年10月から定員として認められた。【以上厚生労働省】 ○ 基本計画に定められた具体的取組に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成25年度予算を確保した。【経済産業省】 	継続実施	－

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】 ○ 統計研修所においては、平成24年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を踏まえて、平成25年度研修計画において、「PCを用いた統計入門」及び「一般職員課程」の実施回数をそれぞれ増加させることとした。 ○ 平成25年2月から3月にかけては、地方公共団体における統計活動の実態把握を行うとともに、同年3月には外部有識者との意見交換を行い、時代やニーズに合った研修の実施に向けた研修体系全体の見直しを進めた。 　　総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけしており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。 ・ さらに、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。【以上総務省】 ○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】 ○ 人員数については業務ごとに適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】 ○ 計画的な研修の実施に努めており、平成24年度については、受講者数は108人(前年度151人)であった。また、24年度は33人が総務省統計研修所の研修を受講した。 ○ 統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【以上農林水産省】 ○ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成24年度には計16講座を実施した。 ○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【以上経済産業省】 	継続実施	－
次年度以降の審議対象とする。	○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。	実施済	－

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。 	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。 	各府省	平成21年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。 ○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。 	関係府省 総務省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成24年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成25年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成24年10月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。 ○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成24年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。 ○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成24年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省及び経済産業省において、平成26年に実施する「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」の同時実施に向けて、「平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査」を実施。 ○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に実施された「経済センサス-活動調査」について、平成25年1月に速報を公表した。 ○ 総務省・経済産業省共管の一般統計調査として、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を開始。平成24年5月に第3回「情報通信業基本調査」を実施し、平成24年10月31日に速報、平成25年3月22日に確報を公表した。【以上総務省及び経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の調査のサーベイをふまえ、被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報等の提供を行った。【復興庁】 ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳人口移動報告について、住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 ・ 平成24年就業構造基本調査について、岩手県、宮城県及び福島県における、東日本大震災の仕事への影響に関する速報値の公表を行った。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」における検討の結果、調査事項に震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を追加。【総務省】 ○ 平成24年度においては、「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説)」を更新するとともに、新たに「平成23年被災市町村別農業産出額」を公表。 ○ 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況について、平成25年3月11日現在の状況確認を実施。平成25年度公表予定。【以上農林水産省】 ○ 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎月更新を行い、東日本大震災関連の統計のホームページにおいて公表している。【経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を経由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年就業構造基本調査について、ユールセンターの設置によって、実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【総務省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を経由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 ○ 平成24年は漁業センサス試行調査及び農林業センサス試行調査を実施。両調査とも調査を実施する市町村を絞り込み実施。【農林水産省】 ○ 経済センサー活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施した。 ○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行い、計画案を作成した。【以上経済産業省】 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。 また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成24年度についても、25年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、25年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】 ○ 平成23年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成24年6月)【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成24年度における定数は前年度と同数の1,839人を確保したが、委託費の基準単価を国家公務員の人事費割で積算していることから、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用された。 ○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。 なお、平成24年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官実施)において、統計データの政策等への活用等、統計調査の具体的な利活用の状況等について意見交換を行った。 	継続実施	－

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。 ○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。 ○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。 	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。 	各府省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定。平成24年度は、これまでの取組の進捗を見守っているところ。 また、従前から、統計調査員手当について、単価の統一要求を行うよう関係府省間の調整を図っており、本年度も実施。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) <p>※ 版下を地方公共団体に提供</p> ○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】 	継続実施	—
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】 ○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】 ○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、他省の統計関係部局や利用部局と幅広く人事交流を行った。特に統計審査業務を担当する職員については、すべて10年以上の公務員歴を有する者を配置した。 ○ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ○ また、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。 ○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。 ○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】 ○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】 ○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】 ○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】 ○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成24年度に計16講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。 	各府省	平成22年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。 	総務省	平成22年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。 	総務省	平成22年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】 ○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とし、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行っている。【内閣府】 ○ 統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】 ○ 統計に関するスキル向上など、人事評価の業績目標に自己啓発項目を設けるよう職員に指導。統計に関するシンポジウムや研修の受講機会の拡大に貢献。 ○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。 ○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施している。さらに、平成25年度以降については、年度当初に受講希望の研修を人事評価の目標として記載するよう、平成24年度末に各職員へ指示。【以上総務省】 ○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】 ○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】 ○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】 ○ 人事評価において引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取組等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】 ○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】 ○ 統計に係る部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。 一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶミクロデータ利用入門」を平成22年度に新設し、平成24年度においても継続して実施した。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)-「ウ 各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況についても情報共有等を行っているところ。 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。 	各府省	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。 	総務省	平成21年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。 ○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。 ○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施し、職員10名が受講。また、語学研修の実施内容につき、平成24年度に分析を行い、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充する方向で検討。 ○ 国際会議に12度、職員延べ18名が出席。 ○ 人事院の短期在外研究員としてイギリス国家統計局へ1名派遣。 ○ 外国の統計局等の関係機関に職員延べ4名が訪問し、情報収集等を実施。 ○ SIAPの研修プログラムに、職員13名を講師として派遣。【以上総務省】 ○ OECD等の国際統計関係会議に3回、職員延べ5名が出席。【文部科学省】 ○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】 ○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 延べ20名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。 ② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員28名を派遣した。【農林水産省】 ○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA事業で実施されたベトナムIIP基準改定支援の本邦研修への講師として若手職員を派遣した。 ○ JICA事業によるベトナム統計局に対するIIP基準改定支援や日中国際IOプロジェクト、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を実施している。 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援の方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	<p>○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を隨時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。</p> <p>○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期目前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。 平成24年度については、統計リソースWGの場において、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかつたことから、具体的な研究の実施には至っていない。 ○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成23年度に引き続き、平成24年度においても、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【以上総務省】 ○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。 【厚生労働省】 ○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握した。【農林水産省】 ○ 國際協力案件や国際会議の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員の能力の向上を図った。 【経済産業省】 ○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の能力向上を図っている。【環境省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するため、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成24年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。 	継続実施	—
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (2) 統計の評価 を通じた見直し・ 効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。 	各府省	平成22年度から 実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。 	総務省	平成22年度から 実施する。
(3) 統計に対する 国民の理解の促進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分りやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。 	総務省	平成21年度に 実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、実施計画を策定し、自己評価を実施。【総務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する統計について、実施計画を策定。【財務省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度に引き続き所管する統計について品質表示を実施した。 ・ 所管する基幹統計の一部について品質評価を実施した。また、実施の際に生じた課題等を整理した。【厚生労働省】 ○ 品質表示の取組を、一般統計調査にも拡大し、順次HPの更新を行った。 ○ 品質評価については、25年度に一般統計調査に関して評価を行うための計画を策定。【以上農林水産省】 ○ ガイドラインにおける評価手法に定量的観点を取り入れた、当省独自の手法による品質評価を省内統計実施課室に依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載についても依頼を行った。【経済産業省】 ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管の統計に係る品質保証に関する実施計画を策定した。【国土交通省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における品質評価を含む品質保証の取組状況の情報共有を図るために、平成24年11月に品質保証WGを開催し、情報共有とともに、各府省の取組を積極的に推進。一部の府省においては、自己評価が実施されているものの、その取組による自己評価結果が出されていないこともあり、各府省の統計調査の承認審査等に活用するには至っていない。 	継続実施	—
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対する 国民の理解の促 進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	<p>○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。</p>	各府省	平成21年度に実施する。
	<p>○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一體となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。</p>	総務省、各府省	平成21年度から実施する。
イ 非協力者への 対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。 ○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】 ○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。 ○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、「親しみやすい」などの3つの観点からホームページをリニューアルし、平成25年3月から運用中。【以上総務省】 ○ 最適化計画に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】 ○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」等に基づき、利活用事例等の掲載を順次行っている。 ・ウェブアクセシビリティに対応したページにリニューアルするとともに、トップページに統計調査実施のお知らせコーナーを作成した。【厚生労働省】 ○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】 ○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報について、引き続き当該情報を集約した専用ページから発信している。 ○ 経済産業省の統計を紹介したリーフレットについて、パソコンやスマートフォン等に対応した電子パンフレットを作成し、ホームページに掲載した。【以上経済産業省】 ○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年就業構造基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。 ○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼。【以上総務省】 	継続実施	—
実施予定のものを除いて実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ)」を策定。 上記行動指針を実現するため、各府省の意見を踏まえ、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を総務省政策統括官(統計基準担当)決定として取りまとめた。 	実施済	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対する 国民の理解の促 進 イ 非協力者への 対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から 実施する。
ウ 統計リテラ シーや統計倫理 を重視した統計 教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や 研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から 実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】 ○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】 ○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組（主なもの）を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・ 平成24年就業構造基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・ 平成24年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省】 ○ 法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。【財務省】 ○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】 ○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】 ○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成24年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約3,400事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約800事業所（非協力状態事業所に占める割合約24%）から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。 非協力状態である約3,400事業所のうち、特に協力要請を重点的に行う必要がある約380事業所への督促結果についてみると、約150事業所（非協力状態事業所に占める割合約39%）において未提出状況の改善が図られ、非協力事業所全体を大きく上回る成果となつた。【経済産業省】 ○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。 ○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例（実践講習）を実施するなど、研修内容を充実。 ○ 統計研修所では、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の数学担当教員に対する研修を実施した。 ○ 教員に対し統計研修所の研修の周知を図るため、文部科学省の協力を得て、「平成25年度統計研修所の案内」リーフレットを、各都道府県教育委員会に配布。 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。 ○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。 	総務省 各府省	平成23年度までに結論を得る。 平成24年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表とともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメード集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメード集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 ○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンラインサイト利用について検討する。 	各府省	平成21年度から実施する。
(2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。 	総務省	平成25年度までに結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、具体的方策の検討を行い、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に検討した具体的方策を平成25年1月31日付けで追記した。 	実施済	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。(平成25年4月5日公開) ○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。【以上総務省】 ○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載した。【厚生労働省】 ○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置した。【経済産業省】 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 総務省(政策統括官)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 平成24年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメード集計の利用対象とした統計調査は、1調査(木材統計調査(農林水産省))であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査はなかったが、国勢調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた(国勢調査の匿名データについては平成25年中の提供開始を予定している。)。 ○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。 ○ オーダーメード集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。 ○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し(関係府省等はオブザーバー参加)、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討(論点整理等)を行った。 	継続実施	－
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方について検討するとともに、統計データ・アーカイブについても、期待される機能(収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供)の各々の視点ごとに論点の絞り込みを進めることとした。 また、平成23年度に引き続き、統計データ・アーカイブの整備に関する国外の政府統計機関等による取組事例を調査し、調査結果について上記研究会における審議に活用した。 	実施可能	引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、統計データ・アーカイブに係る論点の絞り込みを行い、平成25年度末までに一定の結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。 ○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。 	総務省	平成22年度までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。 	各府省	平成23年度から実施する。
		総務省	平成23年度までに実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省】 ○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応している。【財務省】 ○ 文部科学省においては、平成23年10月に策定した「調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル」に基づき、適切に対応している。【文部科学省】 ○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】 ○ 総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定を策定し、適正に管理している。【農林水産省】 ○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】 ○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】 	継続実施	—
今後とも継続的な取組が必要。	<p>○ 総務省では統計センターの第2期中期目標において、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、統計法施行後は統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。</p> <p>平成24年度は、第3期中期目標を策定しており、その中で第2期と同様、統計センターで統計データアーカイブを適切に運営する旨の指示をしている。</p> <p>統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメード集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。</p>	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。 	各府省	平成21年度から実施する。
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。 ○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。 	内閣府 内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。 平成21年度に実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。 ○ 政府統計共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】 ○ 当庁で行っている統計の一部を政府統計共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っているとともに、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】 ○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は累計50万1,000件を登録(平成25年3月末現在)。 ○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成24年度中の統計表へのアクセス数は約4000万件。 ○ 平成23年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成24年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】 ○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】 ○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】 ○ 平成21年6月末をもって厚生労働省統計表データベースに蓄積されていた統計表データを政府統計共同利用システムの統計表管理システムに移行し、政府統計の総合窓口(e-Stat)のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。 また、最適化計画に基づいたフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」(平成23年度作成)を更新し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】 ○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを実施。【農林水産省】 ○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業及び基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を継続して進めた。【経済産業省】 ○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。 	各府省	平成22年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。 	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。 	各府省	平成22年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】 ○ 統計研修所において、外部有識者（大学教授等）と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成24年度は、我が国の住宅保障に関する応用統計研究、就業行動・生活行動における年齢・世代特性の実証研究等、6件の共同研究を実施。 研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。【総務省】 ○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」及び「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」を開催し、知見を活用している。【財務省】 ○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。 また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】 ○ 「農林業センサス研究会」を実施し2015年農林業センサスの企画・検討に、有識者の知見を活用している。【農林水産省】 ○ 「商業動態統計調査の推計方法等の改善に関する調査研究会」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。 ○ EU各国統計局やOECDからの支援を受けるプロジェクトの中の、「世界産業連関データベース」の会議開催に際し、有識者と共同論文を執筆・提出した。【以上経済産業省】 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。 研究会の取組については、平成24年4月20日開催の第55回統計委員会において報告が行われた。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】 ○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ5名の大学教授を招へいた。【内閣府】 ○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。 ○ 平成24年度に実施した研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施（28コース、外部講師延べ97名）。 ○ カナダ統計局及びイギリス国家統計局からの来訪者によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。【以上総務省】 ○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】 ○ 平成24年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析（民間主催のSPSS、SAS）研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】 ○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただくとともに、大学からの依頼に応じ、当省職員を講師として派遣した。【農林水産省】 ○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いたしますとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【経済産業省】 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (3) 統計の中立性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。 	各府省	平成22年度から実施する。
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。 	各府省 内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。 平成22年度から実施する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最適化計画別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」及び最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の実施計画を策定し、表示事項の見直しを実施している。【総務省】 ○ 犯罪被害実態(暗数)調査の結果を平成25年3月に「法務総合研究所研究部報告」として発刊した。【法務省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた品質表示の取組を一般統計調査にも拡大した。【農林水産省】 ○ 省内統計実施課室に対し、定量的観点を取り入れた品質評価の実施を依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載依頼についても合わせて依頼した。【経済産業省】 ○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、品質表示の取組を進めている。【国土交通省】 	継続実施	—
実施予定のものを除いて実施済は妥当。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「産業連関表の公表期日前統計情報等の共有範囲等に関する要領」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について、ホームページにおいて公表した(平成24年12月)。【総務省】 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、平成24年6月(第8回)及び平成25年2月(第9回)の計2回開催し、各府省間で情報共有・調整等を行った。 <<第8回会議(平成24年6月)>> 平成23年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策についての検討状況・推進状況に係る取りまとめ部分について、各府省間から検討状況・進捗状況のポイントについての説明がなされ、情報共有とともに合意形成。 <<第9回会議(平成25年2月)>> 平成24年度統計法施行状況報告は基本計画関連事項を5月、その余を含めた全体版を6月の統計委員会に報告することについての合意形成と基本計画の変更についての留意点についての説明を行い、各府省間で情報共有等を実施。 	継続実施	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成23年度の検討状況・進捗状況については、平成23年度統計法施行状況報告の一部として平成24年4月下旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成24年6月14日開催の第56回統計委員会において報告。【総務省】 ○ 平成24年6月に総務大臣から平成23年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について、重点的な審議課題を中心審議するとともに、基本計画の取組状況に関する各府省の自己評価について精査し、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。審議結果については、平成24年9月に「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめ、今後の施策の方向性等についての基本的な考え方、関係府省が協力して推進することが必要と考えられる府省横断的な重要事項等を示した。【内閣府(統計委員会)】 	継続実施	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。 	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。 	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (2) 統合(共管)に向けて検討する基幹統計	<p>【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査】</p> <p>これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。</p>	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成24年4月～平成25年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 濟問「国民生活基礎調査の変更について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画別表において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果(試験調査の検討等)について、「基本計画への指摘への対応として評価する」との答申をした。 ■ 濟問「住宅・土地統計調査の変更について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画別表において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果(集計上の工夫を図ること、地方公共団体等の事務負担軽減措置の実施等)については「基本計画への指摘への対応として評価する」、又は「妥当」との答申をした。 ■ 濟問「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更(名称の変更)について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画別表において、「漁業センサスへの漁船登録データの活用(中略)など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。」とされていることを踏まえ、調査対象名簿の作成時に、都道府県が保有する漁船登録データを活用できるようにすることについて、「適当」との答申をした。 	継続実施	－
	○ 行政記録情報等の活用などについて、平成22年度統計法施行状況に関する審議の過程において、事務局を通じて各府省の個別の取組について調査・分析し、その結果を、「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で取りまとめるなど、引き続き調査研究を実施した。	継続実施	－
	<p>○ 平成23年度に開催された、「生産動態統計の整備に関する検討会」(平成22年2月に関係4省により設置)のワーキンググループにて取りまとめられた以下について、実施に向けた準備を行った。 [平成26年1月調査分より実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。 ② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計(共通集計表)」として定め、e-Stat上に掲載。 ③ 「生産動態統計(共通集計表)」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。 	実施予定	平成26年1月調査分からの「生産動態統計(共通集計表)」をe-Statに掲載予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (3) 一定の検討を行う基幹統計	<p>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。 また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスペイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p> <p>【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>	総務省	平成21年中に結論を得る。
(4) 基幹統計から除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきてることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上の基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。</p> <p>【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。</p>	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。
		総務省等 10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
次年度以降の審議の対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。 ○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体化的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。 ○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成25年3月29日の告示をもって統計法第2条第4項第3号の規定による基幹統計の指定から解除された。 	実施済	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、基幹統計化の検討を進めることとした。 	実施可能	基幹統計化の検討については、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえる必要がある。したがって、基幹統計化については今後も引き続き検討を行うこととしているが、この検討は当該状況が明らかになってから行うものであり、検討の実施時期について現時点で明言することは困難。
実施済は妥当。			

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計	【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	厚生労働省	別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。
	【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
3 将来の基幹統計化について検討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目途に実施する。
	【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。	財務省	平成21年度から検討を開始する。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ 平成24年7月9日に、基幹統計としての指定の告示済み。 	実施済	—
実施済は妥当。			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行った。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討することとしている。 	実施可能	平成25年1月以降の月次調査及び年次調査を着実に実施し、検討のための調査実績を蓄積していく。 基幹統計化については、調査実績も踏まえて検討すべき事項であるため、その結論を得る時期について現時点で明言することは困難。
実施済は妥当(一部のみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表し、平成24年度調査の調査結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難である。 ○ 一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務づけられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。 ○ 以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。 	実施困難	—

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	<p>【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。</p> <p>【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。</p>	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。
	【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
		経済産業省	平成24年度までに結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記1(2)の対応状況を踏まえ、油糧生産実績調査をe-Stat上への掲載等の対象とすることについて、その可能性を検討する。 なお、食料品生産実態調査及び米麦加工食品生産動態等統計調査については、民間が作成する統計を活用することとし、既に調査を廃止。 	実施予定	上記1(2)の対応状況を踏まえ、検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費統計調査については、有識者と省内関係課室職員による「エネルギー消費統計検討会」を開催し、問題点、課題等の整理を行い、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図った。 今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。 また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理については、調査実施体制の見直しを含めた検討を継続した。 	実施可能	<p>エネルギー消費統計調査については、「エネルギー消費統計検討会」で明らかとなつた諸課題について、各種データによる検証等を行い、総合エネルギー統計への組み込みに向けたデータの精緻化を行う。</p> <p>また、経済産業省特定石油等消費統計調査との関係整理についても、引き続き検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次産業活動指数(3次指標)の基幹統計化に向けた「3次指標の精度向上」については、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法を検証するとともに、速報の公表を早期化するための試行運用を行うなど、精度向上等に向けた取組を実施した。 ○ 基幹統計化に向けては、今後、27年度に次回基準改定を予定しており、精度向上、ユーザー利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図ることとした。 	実施可能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度から従来より1日公表を早期化し、ユーザーの利便性を向上させる。 ○ 引き続き、24年度に実施した調査研究の結果を検証し、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直し、採用データの見直しでカバレッジを上げ、精度向上に努める。 ○ 次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将來の基幹統計化について検討する統計	<p>【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。</p>	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	<p>【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。</p>	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	<p>【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。</p>	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年度に引き続き、平成22年度に実施した有識者による調査研究や内部の勉強会で得られた情報を基に、サービス部門を中心とした付加価値部門の推計について、推計方法の見直しを行うなど精度向上を図った。 ○ 基幹統計化に向けては、基幹統計の要件(統計法第2条第4項第3号)に照らし合わせ、延長産業連関表の基幹統計化に向けての現状整理を行った。 	実施可能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延長表単独の精度向上や基幹統計化に向けた適合条件の整理への取組は進んだものの、延長表の精度向上の判断をするためにも、平成17年基準での国民経済計算の年次産業連関表との比較検証作業が必要であり、平成12年基準のデータで実施した比較検証に加え、平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表についても比較検証作業を追加実施するとともに、基幹統計化に向けて整理を行う。 ○ 国民経済計算の年次産業連関表との整合性の確保に向けて産業構造の変化を取り込み、バランス調整における確定部門情報の追加など、精度向上に向けて推計方法の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県統一基準については、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定し、平成22年度より運用を開始した。また、平成22年度には「訪日外国人消費動向調査」を開始し、外国人旅行者の把握の向上を図っている。 「宿泊旅行統計調査」については、平成22年度に従業者10人以上の宿泊施設を対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充、また「旅行・観光消費動向調査」についても調査対象数(7,500人→25,000人)を拡充する等の、改善・充実を図ってきたところである。 平成24年度も「観光統計に関する検討会(国土交通省観光庁が設けた有識者の検討会)」において、両統計の更なる課題・改善策の検討を行った。具体的には「宿泊旅行統計調査」では、オンライン化の導入方策の検討、「旅行・観光消費動向調査」については、推計方法の改善策等の検討を行ったところ。平成25年度にも引き続き検討すべき課題(宿泊旅行統計調査:層化基準の変更の必要性等、旅行・観光消費動向調査:精度設計の変更の必要性等)があり、両統計について更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないとの結論となった。 	実施可能	両調査について、現時点では基幹統計化の見通しがたっていないため、まずは両調査の利活用状況を踏まえた更なる改善・充実に取り組む。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人土地基本調査(基幹統計調査)に「法人建物調査」(一般統計調査)を統合し、法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)として実施することについては、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「統計法第10条各号の各要件(基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと)のいずれにも適合しているため、変更を承認して差し支えない」との答申がなされ、平成25年2月27日付けて総務大臣より承認された。 	実施済	—

【資料編】

資料 1 統計法の概要

旧統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条～第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第 44 条～第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雜則（第 52 条～第 56 条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第 57 条～第 62 条）

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取り組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るために次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用＞

◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備

◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

＜福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備＞

◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

＜統計基準の設定＞

◇日本標準産業分類、疾病、傷害、死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

＜サービス活動に係る統計の整備＞

◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備

◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

＜少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備＞

◇配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討

◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

＜環境に関する統計の段階的な整備＞

◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備

◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

＜観光に関する統計の整備＞

◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

＜企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備＞

◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進

◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

＜行政記録情報等の活用＞

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

＜民間事業者の活用＞

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改正など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため、研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るために広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメード集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇公的統計基本計画推進会議を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ
平成25年2月27日一部改正

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房総括審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	消費者庁審議官	復興庁統括官
総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）	法務省大臣官房司法法制部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官	文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長	経済産業省大臣官房調査統計審議官
国土交通省総合政策局情報政策本部長 (オブザーバー)	環境省大臣官房審議官	防衛省大臣官房長
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について（抄）

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記により、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に掲げられた各施策の具体的推進を図る。

1 推進体制

- 公的統計基本計画に掲げられた諸施策については、以下の区分に応じた推進体制を整備し、その推進を図る。
- (1) 府省横断的に取り組むことが必要な事項については、各府省統計主管部局長等会議の下に、各府省の課長等から構成される検討会議を設けるとともに、既存の連絡会議の枠組みを活用して、検討を行う。
なお、設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項については、別紙のとおりとする。
 - (2) 関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項については、関係府省間において取組の窓口となる府省を決定し、当該府省が中心となって検討を行う。
なお、産業連絡統計の体系的整備については、関係府省の課長等から構成される検討会議を設けるほか、産業連絡表の作成方法の見直し及び経済センサス活動調査の実施に向けた調整等に関する事項については、既存の会議を活用して、検討を行う。
 - (3) 各府省が個別に取り組むべき事項については、各府省が主体的に検討を行う。
なお、総務省政策統括官（統計基準担当）において、サービス分野の統計整備については、各府省及び学識経験者等から構成される研究会を設けて、また、統計基準の設定に関する事項については、既存の専門会議の枠組みを活用して、検討を行う。

【別紙】

設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項

- 1 統計データの有効活用に関する検討会議
 - ① 統計データ・アーカイブの整備
 - ② 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定
 - ③ その他統計データの有効活用に関する事項
- 2 統計基盤の整備に関する検討会議
 - ① 統計リソースの確保及び有効活用
 - ② 民間事業者の活用の見直し・改善
 - ③ その他の統計基盤の整備に関する事項
- 3 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議
 - ① ビジネスレジスターの整備・充実
 - ② 行政記録情報等の活用に関する環境整備
 - ③ その他の事業所母集団データベースの活用等に関する事項
- 4 国際統計に関する関係府省等連絡会議（既存）
 - 各種の統計国際会議、国際機関及び諸国との諸情報に係る府省等間における報告・連絡、国際協力の推進に関する事項

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）

公的統計基本計画推進会議

各府省の部局長級で構成

進捗状況の情報共有、全体基盤を計画に反映された事項を掲げながら推進

具体的施策の検討・実施

全府省横断的事項に 関する取組

【「各府省統計主管部局長等会議」の下で検討】

統計データの有効活用に関する検討会議

二次利用促進調査票情
アーカイブの整備検討

統計基盤の整備に関する検討会議

統計調査員制度、民間委託・品質評価GSI、広報活動、非協力者対応、統計リソース等の検討

事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議

レジスターベース（ビジネス）の整備等

国際統計に関する関係府省等連絡会議

※

戦略的な国際対応力の向上支援

複数府省連携事項に 関する取組

生産動態統計、企業活動基本統計、廃棄物・副産物統計等に関する統計整備の検討等（関係府省が合同で検討の場を設置）

複数府省が一括して検討する事項

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議

経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算との連携強化等

産業連関部局長会議

※

産業連関表の作成方法の検討、及び国民経済計算との連携強化等

経済センサス・活動調査推進関係府省会議

※

経済構造統計により達成すべき目標等の検討

個別府省対応事項への取組

国民経済計算、所管統計調査の改善・見直し等に関する検討等

各府省が責任を持つて検討・実施する事項

サービスの計測に関する検討会

サービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測に関する調査研究

統計分類専門会議

※

商品分類等の研究・検討

経済指標専門会議

※

季節調整法の適用、指標の基準時等の検討

（適宜、専門会議・WGを設置し、有識者・地方公共団体等の意見を活用。※印は既存会議を活用。
■は総務省政策統括官（統計基準）が事務局。ただし、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」は、総務省統計局との共同運営。）

資料4 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成24年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査6件、一般統計調査25件、計31件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表1 統計調査見直し実績 (平成24年度)

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		6	25	31
見直し措置内容	廃止等 ^(注1)	1	2	3
	統合	1	1	2
	休止	0	5	5
	調査客体数の削減	1	1	2
	調査事項の削減	2	9	11
	調査方法の改善	3	17	20
見直し措置数(計) ^(注2)		8	35	43

注1)「廃止等」には、法第2条第5項でいう「統計調査」に該当しなくなった調査を含む。

注2)一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化がなされた統計調査数」と「見直し措置数(計)」は一致していない。

表2 府省別統計調査見直し実績 (平成24年度)

	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	0	0	0
総務省	1	3	4
財務省	1	0	1
文部科学省	1	2	3
厚生労働省	0	4	4
農林水産省	1	4	5
経済産業省	2	6	8
国土交通省	0	5	5
環境省	0	1	1
人事院	0	0	0
合計	6	25	31

資料5 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成24年度に実施した統計調査に係る事務については、249統計調査中205統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況

(平成24年度)

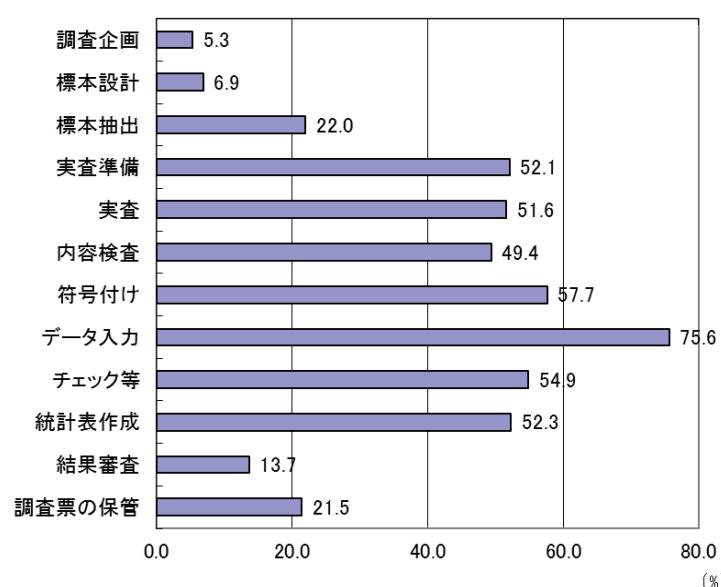
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	245	189	182	242	248	243	78	234	246	239	241	247	249
	うち民間委託を実施しているもの	件数	13	13	40	126	128	120	45	177	135	125	33	53
	(割合: %)	(5.3)	(6.9)	(22.0)	(52.1)	(51.6)	(49.4)	(57.7)	(75.6)	(54.9)	(52.3)	(13.7)	(21.5)	(82.3)
	(参考)うち独立行政法人への委託を実施しているものの	件数	0	0	0	0	0	11	8	12	18	18	11	12
	(割合: %)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.5)	(10.3)	(5.1)	(7.3)	(7.5)	(4.6)	(4.9)	(8.0)
地方支分部局	当該事務が存在する統計調査件数	2	1	21	22	40	35	4	23	24	3	15	24	43
	うち民間委託を実施しているもの(件数)	0	0	0	1	1	0	0	3	2	0	0	0	4

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成24年度に実施された統計調査の総件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務） (平成24年度)

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)	(参考)うち独立行政法人への委託を実施しているもの	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	14	12	0	1	0
総務省	19	18	11	0	0
財務省	7	6	0	4	0
文部科学省	17	11	0	0	0
厚生労働省	53	50	3	4	0
農林水産省	45	34	0	23	2
経済産業省	38	32	0	4	0
国土交通省	47	35	4	7	2
環境省	6	6	0	0	0
人事院	3	1	2	0	0
合 計	249	205	20	43	4

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成24年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下にある。統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは8件あり、そのうち7件のデータベース（全体の87.5%）において、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。データベース関連事務の種類別民間委託の状況は、表3のとおりである。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況 (平成24年度)

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	8	8	8	8	7	8
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	6	1	5	1	7

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
(平成24年度)

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	-	-
総務省	2	1
法務省	-	-
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	8	7

資料6 基幹統計調査の承認一覧

(平成24年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	H24.6.15
	全国物価統計調査	H24.6.15
	住宅・土地統計調査	H25.2.26
財務省	民間給与実態統計調査	H24.11.26
文部科学省	学校基本調査	H24.7.26
	学校保健統計調査	H24.10.30
厚生労働省	国民生活基礎調査	H25.2.4
農林水産省	作物統計調査	H24.10.30
	海面漁業生産統計調査	H24.10.30
	漁業センサス	H25.3.19
経済産業省	特定サービス産業実態調査	H24.6.12
	工業統計調査	H24.7.25
	経済産業省生産動態統計調査	H24.8.22
	経済産業省企業活動基本調査	H25.2.14
国土交通省	法人土地・建物基本調査	H25.2.27
総務省・ 経済産業省	経済センサス－活動調査	H25.2.27

注) 本表は、平成24年度に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料7 統計委員会における諮問・答申実績

(平成24年度)

	諮問者	諮問日	答申日
社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成24年3月13日	平成24年4月20日
国勢調査に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成24年10月26日	平成25年2月15日
国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	平成24年10月26日	平成25年1月25日
法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について	総務大臣	平成24年10月26日	平成24年12月21日
住宅・土地統計調査の変更について	総務大臣	平成24年11月28日	平成25年2月15日
漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称及び目的の変更）について	総務大臣	平成24年11月28日	平成25年2月15日
埋蔵鉱量統計の指定の解除について	総務大臣	平成25年1月25日	平成25年1月25日
経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について	総務大臣	平成25年3月28日	審議中

資料8 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
総務省	4*	5*	3*	4(2)	8	6(2)
財務省	1	2	1	0	2	1
文部科学省	2	3	4	1	3	3
厚生労働省	1	8(6)	3	1	2	4
農林水産省	3	9(6)	0	2	2	3
経済産業省	5*	2*	7(4)*	4	4	4
国土交通省	1	1	0	4(2)	11(8)	2
合計	16	29(6)	17(2)	16(2)	32(4)	23(1)

府省名	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
総務省	6(2)	2	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	1	1	2(2)	1	1
文部科学省	3(2)	2	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	4(2)	4	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	4(2)	12(8)	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	5	5(2)	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	4	3(2)	5(4)	5	13(9)	3
合計	27(4)	29(6)	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 22、23、24 年度は経済センサス-活動調査。）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注3) 平成 13~20 年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注4) 平成 12 年度の指定統計調査の承認件数は 84 件（同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数：14 件）となっている。

資料9 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成24年度)

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)	
総務省	5	43	<44>
財務省	2	63	<67>
文部科学省	2	88	<68>
厚生労働省	6	91	<101>
農林水産省	5	49	<62>
経済産業省	6	43	<107>
国土交通省	8	60	<26>
合計/全体平均	34<36>	60※	<68※>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算（内閣府）、鉱工業指数（経済産業省）及び生命表（厚生労働省）並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

注4) 表中<>内は、平成23年度における実績。

注5) 表中※は該当する全調査に関する平均である。

周期調査により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成24年度)

府省名	統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期 間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	公表までにかかった期 間の前回調査との差
総務省	平成24年就業構造基本調査	5年	144日 (H25.3公表)	262日 (H20.7公表)	-118日
	平成23年社会生活基本調査		258日 (H24.7公表)	256日 (H19.7公表)	+2日
文部科学省	社会教育調査	3年	274日 (H24.10公表)	283日 (H21.11公表)	-9日
厚生労働省	患者調査	3年	348日 (H24.11公表)	350日 (H21.12公表)	-2日

注) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料 10 一般統計調査の承認一覧

(平成 24 年度)

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認 年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	H24. 10. 2
	職種別民間給与実態調査	H25. 3. 27
	民間企業における役員報酬（給与）等調査	H25. 3. 27
内閣府	平成 23 年産業連関構造調査（地方公共団体投入調査）	H24. 5. 17
	東日本大震災における地震・津波時の避難に関する実態調査	H24. 7. 31
	青少年のインターネット利用環境実態調査	H24. 10. 22
	避難における総合的対策の推進に関する実態調査	H24. 11. 29
	消費動向調査	H24. 12. 4
	「絆」と社会サービスに関する調査	H25. 1. 9
総務省	平成 23 年産業連関構造調査（通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査）	H24. 4. 25
	平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査	H24. 5. 11
	サービス産業動向調査	H24. 5. 17
	平成 25 年住宅・土地統計調査試験調査	H24. 5. 21
	ワーク・ライフ・バランスの推進に関するアンケート調査	H24. 6. 8
	通信利用動向調査	H25. 1. 18
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	H25. 1. 24
財務省	平成 23 年産業連関構造調査（酒類製造業投入調査）	H24. 6. 28
文部科学省	全国イノベーション調査	H24. 10. 31
	民間企業の研究活動に関する調査	H24. 11. 16
厚生労働省	労使関係総合調査	H24. 6. 8
	平成 24 年福島県患者調査	H24. 6. 26
	21 世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	H24. 6. 26
	院内感染対策サーベイランス	H24. 7. 10
	雇用均等基本調査	H24. 8. 22
	国民健康・栄養調査	H24. 8. 29
	就労条件総合調査	H24. 8. 31
	介護事業実態調査	H24. 9. 10
	労働経済動向調査	H24. 9. 10
	派遣労働者実態調査	H24. 9. 14
	21 世紀出生児縦断調査	H24. 9. 14
	消費生活協同組合（連合会）実態調査	H24. 10. 10

	能力開発基本調査	H24. 10. 11
	労働安全衛生特別調査	H24. 10. 23
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	H24. 10. 26
	児童養護施設入所児童等調査	H24. 11. 20
	雇用動向調査	H25. 1. 16
	社会保障・人口問題基本調査	H25. 2. 22
	介護サービス施設・事業所調査	H25. 3. 22
	社会福祉施設等調査	H25. 3. 22
農林水産省	農業協同組合及び同連合会一斉調査	H24. 4. 13
	2013年漁業センサス試行調査	H24. 4. 27
	地域特産野菜生産状況調査	H24. 6. 8
	平成23年産業連関構造調査（農業サービス業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（種苗業（農業）投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（花き・花木生産業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（民有林事業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（海面・内水面養殖業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（食品工業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（飼料・有機質肥料製造業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（木材加工業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（農業土木事業投入調査）	H24. 8. 30
	平成23年産業連関構造調査（林野公共事業投入調査）	H24. 8. 30
	6次産業化総合調査	H24. 9. 10
	畜産統計調査	H24. 9. 14
	2015年農林業センサス試行調査	H24. 9. 19
	林業経営統計調査	H24. 9. 19
	生鮮野菜価格動向調査	H25. 3. 11
経済産業省	食品循環資源の再生利用等実態調査	H25. 3. 26
	森林づくり活動についての実態調査	H25. 3. 27
	エネルギー消費統計調査	H24. 6. 29
	平成23年産業連関構造調査（資本財販売先調査）	H24. 7. 3
	特定サービス産業動態統計調査	H24. 9. 10
	製造工業生産予測調査	H24. 11. 8
	鉄鋼需給動態統計調査	H25. 1. 31
	金属加工統計調査	H25. 1. 31
	繊維流通統計調査	H25. 1. 31

	非鉄金属等需給動態統計調査	H25. 1. 31
	鉄鋼生産内訳月報	H25. 3. 26
国土交通省	平成23年産業連関構造調査（こん包業に関する投入調査）	H24. 4. 6
	平成23年産業連関構造調査（地方公共団体運輸関連施設投入調査）	H24. 4. 6
	平成23年産業連関構造調査（有料駐車場に関する投入調査）	H24. 4. 6
	平成25年住生活総合調査試験調査	H24. 5. 21
	平成23年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	H24. 7. 13
	建設資材・労働力需要実態調査	H24. 7. 13
	観光地域経済調査	H24. 7. 27
	建設副産物実態調査	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査）	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（独立行政法人等土木工事費投入調査）	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（土木工事費投入調査）	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（建築工事費投入調査）	H24. 7. 31
	平成23年産業連関構造調査（不動産業投入調査）	H24. 7. 31
	建設工事進捗率調査	H24. 8. 30
	建設関連業等の動態調査	H24. 9. 7
	ユニットロード貨物流動調査	H24. 10. 9
	主要建設資材需給・価格動向調査	H25. 1. 16
環境省	自動車燃料消費量調査	H25. 2. 22
	内航船舶輸送統計母集団調査	H25. 3. 26
	船員労働統計母集団調査	H25. 3. 26
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査	H24. 7. 31
総務省・経済産業省	大気汚染物質排出量総合調査	H24. 7. 31
	生物多様性分野における事業者による取組の実態調査	H24. 12. 19
	環境にやさしい企業行動調査	H24. 12. 27
文部科学省・厚生労働省	平成26年経済センサー基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査	H24. 4. 27
	幼稚園・保育所等の経営実態調査	H24. 11. 28

注1) 本表は、平成24年度に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 18~24 年度)

府省名	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度		平成 19 年度		平成 18 年度	
					承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	5	4	5	4(1)	10(1)	1	6(1)	1	6(1)	0
総務省	8(1)	3	6	10(2)	9(1)	0	19	1	13(1)	3
法務省	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0
財務省	0	1	3	3(1)	5(2)	0	3(1)	0	7(2)	0
文部科学省	3(1)	1	5	9(1)	8(1)	4	6(1)	0	6(1)	8
厚生労働省	21(1)	28	31	44(1)	43(1)	16	39(1)	8	34(2)	14
農林水産省	10	7	15(1)	26	18(1)	4	26(1)	4	32(2)	6
経済産業省	9(1)	4	13(2)	18(2)	32(4)	0	22(2)	0	26(4)	0
国土交通省	11	6	20(1)	17	29(1)	5	23	0	28(2)	2
環境省	4	3	5	6	5(1)	1	2(1)	3	4(2)	0
防衛省	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
人事院	3	1	4	3	0	6	0	7	0	6
合計	72(2)	59	105(2)	136(4)	153(7)	37	145(4)	24	151(6)	39

注 1) 平成 18~20 年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徵集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注 2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 3) 産業連関構造調査については、総務省において 1 件と計上している。

(参考) 統計報告の徵集の承認件数及び届出統計調査の受理件数（年別）

(平成 13~17 年)

	平成 17 年		平成 16 年		平成 15 年		平成 14 年		平成 13 年	
	承認	届出								
合計	160	42	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成 24 年度中）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	9(1)	68
総務省	5(1)	55
財務省	3(1)	228
文部科学省	11(1)	180
厚生労働省	33(1)	208
農林水産省	27(1)	80
経済産業省	26(2)	92
国土交通省	18	84
環境省	3	170
人事院	2	177
合計/全体平均	133(4) <127(4)>	126※ <125※>

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1つの一般統計調査の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注 3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 表中 <> 内は、平成 23 年度における実績。

注 5) 表中※は該当する全調査に関する平均である。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間（平成 24 年度中）

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	公表までの 期間の前回 調査との差
総務省	平成 25 年住宅・土地統計調査試験調査	一回限り	113 日 (H24.11 公表)	—	—
法務省	安全・安心な社会づくり のための基礎調査(犯 罪被害実態(暗数)調 査)	4年	297 日 (H24.11 公表)	231 日 (H20.11 公表)	+66 日
厚生労働省	全国母子世帯等調査	5年	227 日 (H24.9 公表)	274 日 (H19.10 公表)	-47 日
	地域児童福祉事業等 調査	3年	371 日 (H25.3 公表)	751 日 (H23.3 公表)	-380 日

	公的年金加入状況等 調査	3年	504 日 (H24.5 公表)	448 日 (H18.3 公表)	+56 日
	受療行動調査	3年	286 日 (H24.9 公表)	283 日 (H21.9 公表)	+ 3 日
	社会保障・人口問題基 本調査	5年	483 日 (H25.1 公表)	790 日 (H20.10 公表)	-307 日
農林水産省	都道府県知事認可漁 業協同組合の職員に 関する一斉調査	2年	300 日 (H24.7 公表)	380 日 (H.22.9 公表)	-80 日
経済産業省	石油設備調査	2年	81 日 (H24.8 公表)	122 日 (H22.9 公表)	-41 日
国土交通省	建設資材・労働力需要 実態調査	3年	216 日 (H24.6 公表)	322 日 (H20.10 公表)	-106 日
	全国都市交通特性調 査	5年	602 日 (H24.8 公表)	522 日 (H19.5 公表)	+80 日

注 1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注 2) 一般統計調査（周期調査）のうち、新規調査など前回調査のなかった調査については記載していない。

資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成24年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道	2	1	3	0	滋賀県	2	5	14	0
青森県	2	1	7	0	京都府	2	4	7	0
岩手県	4	5	12	0	大阪府	9	5	17	0
宮城県	0	3	3	0	兵庫県	0	2	4	0
秋田県	2	0	5	0	奈良県	6	3	11	0
山形県	1	1	12	0	和歌山県	0	2	2	0
福島県	1	1	14	0	鳥取県	5	1	10	0
茨城県	1	4	8	1	島根県	1	1	6	0
栃木県	3	2	11	0	岡山県	0	1	4	0
群馬県	2	0	2	0	広島県	1	4	6	0
埼玉県	3	2	12	0	山口県	3	4	7	0
千葉県	3	0	17	0	徳島県	3	0	6	0
東京都	10	6	30	0	香川県	6	2	11	0
神奈川県	0	3	10	0	愛媛県	0	3	4	0
新潟県	1	5	19	0	高知県	3	1	11	0
富山県	0	0	1	0	福岡県	1	2	9	0
石川県	4	4	11	0	佐賀県	5	0	10	0
福井県	3	4	11	0	長崎県	2	1	3	0
山梨県	1	2	6	0	熊本県	4	1	5	0
長野県	3	3	6	0	大分県	0	1	6	0
岐阜県	0	2	8	0	宮崎県	2	4	11	0
静岡県	2	6	12	1	鹿児島県	1	1	15	0
愛知県	7	8	19	0	沖縄県	2	2	12	0
三重県	8	3	15	0	合計	121	116	445	2

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成24年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市	0	1	1	0	京都市	3	0	3	0
仙台市	2	0	2	0	大阪市	2	0	3	0
新潟市	0	3	3	0	堺市	4	0	4	0
さいたま市	2	1	3	0	神戸市	1	9	10	0
千葉市	0	1	1	0	岡山市	1	0	1	0
横浜市	2	0	2	0	広島市	0	1	1	0
川崎市	1	2	3	0	福岡市	4	0	4	0
静岡市	2	0	2	0	北九州市	5	4	12	0
浜松市	0	0	0	0	相模原市	1	1	2	0
名古屋市	0	0	2	1	合計	30	23	59	1

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 15 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）

(平成25年3月31日現在)

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象地域の除外(一部地域における調査の中止)	労働力調査(総務省)	世帯、個人(月)	▶平成23年3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び世帯(月、旬別)	▶岩手県、福島県及び茨城県においては平成23年4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。
	個人企業経済調査(総務省)	企業(四半期、年)	▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1~3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4~6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7~9月期から調査を再開。
	社会生活基本調査(総務省)	世帯(5年)	▶平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施。
	就業構造基本調査(総務省)	世帯(5年)	▶調査対象地域から、津波浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除外。
	経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省)	事業所及び企業(5年)	▶調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。
	工業統計調査(経済産業省)	事業所(年)	▶平成24年調査より調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。
	学校保健統計調査(文部科学省)	学校(年)	▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	▶当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。
	国民生活基礎調査(厚生労働省)	個人、世帯(年、3年)	▶福島県においては、24年調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。
調査対象・項目の限定(一部除外・中止)	患者調査(厚生労働省)	事業所(3年)	▶宮城県の一部地域及び福島県の全域を除外して23年調査を実施。
	学校基本調査(文部科学省)	学校、教育委員会(年)	▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。
	社会教育調査(文部科学省)	事業所(3年)	▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。なお、調査を行わなかった項目については、平成24年度に補完調査を実施。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年3月~4月分(宮城県は3月~5月分)の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象・項目の限定(一部除外・中止)	医療施設調査(厚生労働省)	事業所(月、3年)	➤静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定して実施。福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施。また、診療所については調査対象から除外して調査を実施。
調査実施時期・調査票提出期限等の延期	法人企業統計調査(財務省)	企業(四半期、半年)	➤四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。 ➤年次別調査(平成22年度)については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。
	学校基本調査(文部科学省)	学校、教育委員会(年)	➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。
	賃金構造基本統計調査(厚生労働省)	事業所(年)	➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。
	経済産業省企業活動基本調査(経済産業省)	企業(年)	➤平成23年調査について、災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。
集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更	国勢調査(総務省)	世帯(5年)	➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、総務省統計局ホームページに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。 ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。
	経済センサス-基礎調査(総務省)	事業所、企業(5年)	➤6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。
	労働力調査(総務省)	個人、世帯(月)	➤調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。 ➤なお、除外した3県に係る補完的な推計を行い、それを基に参考値として全国結果を算出。
	就業構造基本調査(総務省)	世帯(5年)	➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)における「東日本大震災の仕事への影響に関する結果(速報)」を前倒しして平成25年3月8日に公表。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき)	家計調査(総務省)	世帯(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の取集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。 ➤平成23年3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 ➤平成23年3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できることに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。 ➤平成24年1月調査より調査の実施が困難になっていた岩手県大槌町から同県遠野市に調査市町村を変更、これにより回収不能地域はなくなり、通常どおりの調査・集計・公表となった(3/2)。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び 世帯(月、旬別)	<ul style="list-style-type: none"> ➤全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。 ➤全国平成23年4月分調査については、平成23年5月27日に通常どおり公表。 ➤全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。
	個人企業統計調査(総務省)	企業(四半期、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)、4～6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。
	法人企業統計調査(財務省)	企業等(四半期、半年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることとし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表(昨年は1～3月分を平成22年6月3日公表)。 ➤年次別調査(平成22年度)については、下期調査の公表時期を10月31日とした。
	毎月労働統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3～4月分(宮城県は平成23年3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。 ➤上記対応状況や集計結果への影響等を公表。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき)	人口動態調査(厚生労働省) 国民生活基礎調査(厚生労働省) 農業経営統計調査(農林水産省) 作物統計調査(農林水産省) 木材統計調査(農林水産省) 海面漁業生産統計調査(農林水産省) 牛乳乳製品統計調査(農林水産省) 経済産業省生産動態統計調査(経済産業省) 経済産業省特定業種石油等消費統計(経済産業省)	地方公共団体(月) 個人、世帯(年、3年) 世帯等(年) 団体、世帯等(年) 事業所(月、年) 世帯、事業所等(四半期、年) 事業所(月、年) 事業所、企業(月) 事業所(月、年)	➤東日本大震災による死亡の状況について特別集計を行い、結果について取りまとめたものを、平成24年9月6日に平成23年人口動態統計(確定数)の概況において公表。 ➤平成23年は、3県(岩手県、宮城県及び福島県)については調査を実施しておらず、これら3県分を除いた数値を平成24年7月5日に公表。 ➤平成23年の調査結果のうち、一部の統計については、2県(宮城県及び福島県)において、農業生産活動ができなかった一部の調査対象経営体を除外して集計した。 ➤耕地面積調査については、福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域における実測調査及び巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域の前年耕地面積を計上。 ➤合单板月別調査についても、平成24年4月分から岩手県を含めた調査・公表を再開(H24.5.25)。 ➤当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を除いて公表(H23.5.9)。 ➤宮城県、福島県を含めた第2報を公表(H23.6.24)。 ➤岩手県を含めた全国の結果を公表(H23.11.10)。 ➤平成23年2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。 ➤平成23年4月分(5月末公表予定)以降は、通常どおり公表。 ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。 ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリングを基に推計。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき)	商業動態統計(経済産業省)	事業所、企業 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。
	石油製品需給動態統計(経済産業省)	事業所(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せず、通常どおり公表。
	ガス事業生産動態統計調査(経済産業省)	事業所(月、四半期)	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。 ➤平成23年6月分以降については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。
	建設工事受注動態統計調査(国土交通省)	企業(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。 ➤平成23年4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。 ➤平成23年5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。 ➤今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。
その他(参考値の公表等)	国勢調査(総務省)	世帯(5年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、総務省統計局ホームページに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。 ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。 ➤平成22年調査結果を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を公表(平成23年4月25日)。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び世帯(月、旬別)	<ul style="list-style-type: none"> ➤全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。 ➤全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。
	科学技術研究調査(総務省)	企業等(年)	<ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)における調査対象事業所等に対しては、調査票配布時に、電話等により調査実施の可否等を確認。

区分 類型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
その他(参考値の公表等)(つづき)	経済センサス-基礎調査(総務省)	事業所、企業(5年)	<p>➤ 6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。東日本太平洋岸地域等(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村別産業(大分類・小分類)別事業所数及び従業者数について平成23年5月11日に掲載(6月3日確報集計に基づき更新)。 ・市区町村別産業(大分類)別事業所数及び従業者数-浸水調査区について平成23年5月11日に掲載(6月15日調査区別集計に基づき更新)。
	経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省)	事業所及び企業(5年)	➤ 調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。
	工業統計調査(経済産業省)	事業所(年)	➤ 平成24年調査については調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。
	毎月労働統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	➤ 特別集計(3県(岩手県、宮城県及び福島県)における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。
	木材統計調査(農林水産省)	事業所(月、年)	➤ 合单板月別調査についても、平成24年4月分から岩手県を含めた調査・公表を再開(H24.5.25)。
	商業動態統計(経済産業省)	事業所、企業(月)	<p>➤ 平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</p> <p>➤ 今後も、被災県を除外せず通常どおり公表。</p>
	自動車輸送統計調査(国土交通省)	自動車(月)	➤ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。
	港湾調査(国土交通省)	事業所(月、年)	
	内航船舶輸送統計調査(国土交通省)	事業所(月、年)	
	造船造機統計調査(国土交通省)	事業所(月、四半期)	➤ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。
	鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省)	事業所(月、四半期)	

資料16 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績

(平成25年3月31日現在)

府省名	情報提供内容	集計地域	調査名	公表年月日 (HPアドレス)
総務省	津波による浸水範囲に関する基本単位区（調査区）別人口、世帯数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成22年国勢調査	H23. 4. 25 (http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka)
	小地域別（町丁・字等別）人口、就業者数	岩手県、宮城県、福島県	平成22年国勢調査	H23. 7. 12 (同上)
市区町村	（全域及び浸水による被災地域）別、産業（大分類）別事業所数、従業者数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成21年経済センサス	H23. 6. 3 (同上)
東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ	東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 1	H24. 10. 22 (同上)
住民基本台帳に基づく人口移動における影響	住民基本台帳に基づく人口移動における影響	岩手県、宮城県、福島県及び全国	住民基本台帳人口移動報告	H25. 1. 28 (同上)
東日本大震災の仕事への影響に関する結果	東日本大震災の仕事への影響に関する結果	岩手県、宮城県、福島県	平成24年就業構造基本調査	H25. 3. 8 (同上)
厚生労働省	人口動態統計からみた東日本大震災による死亡の状況について ○性・年齢階級別震災死亡数 ○性・都道府県別震災死亡数 ○性・死因別震災死亡数 等	全国	人口動態調査	H24. 9. 6 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei11/index.html)
農林水産省	東日本大震災における津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（県別及び市町村別）	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 2	H23. 3. 29 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf)
	東日本大震災に伴う被災5県における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	2008年漁業センサス	H23. 5. 12 (http://www.maff.)

	水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数			go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf)
東日本大震災に伴う被災4県の農業産出額	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	生産農業所得統計（平成21年）	H23. 5. 12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf)	
東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	2008年漁業センサス	H23. 8. 11 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html)	
東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	2010年世界農林業センサス	H23. 8. 19 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html)	
東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）	東日本の沿岸部等の市町村（福島県を除く）	2010年世界農林業センサス（注3）	H23. 9. 22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai_2.html)	
東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）	東日本の沿岸部の市町村（福島県を除く）	2008年漁業センサス（注4）	H23. 9. 22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html)	
東日本大震災と農林水産業基礎統計データ（図説）		注5	H23. 10. 21 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu_231)	

			0.html) H24. 6.22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu.htm1)
東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県	注 6	H24. 4.20 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf)
東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在）	東日本の沿岸部等の市町村	2010年世界農林業センサス（注3）	H24. 4.12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai3.html)
東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在）	東日本の沿岸部の市町村	2008年漁業センサス（注4）	H24. 4.12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo3.html)
平成23年被災市町村別農業産出額	「東日本大震災に対処するための特例の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体のうち、東日本大震災に伴う耕地災害面積割合が30%以上の市町村、又は津波被災農地の復旧計画を作成する市町村など、各種復興支援対策を進める上で特に必要と認める市町村。 ただし、福島県については、東京電力福島第1原子力発電所事故の影	注 8	平成24年12月3日 http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/hisai_sanshutsu_11.pdf

	震に伴い、平成23年において警戒区域等に指定されている市町村を除く。	
経済産業省	震災に係る地域別鉱工業指数（平成25年2月分速報）の試算値 ＊平成23年8月から毎月の鉱工業指数速報公表に合わせて提供を継続中	被災地域、被災地域以外
	津波浸水地域に所在する鉱工業事業所（59事業所）の生産額試算値	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6件の沿岸部62市町村
	被災地域に所在する港からの輸出状況	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
	震災後の個人消費の動向	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄
		家計調査（総務省）、消費者物価指数（総務省）、消費動向調査（内閣府）、商業動態統計調査、特定サービス産業動態統計調査

震災による被災地域の製造業・商業の 経済規模 (事業所数、従業者数、販売額、等)	青森県、岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、栃木県、千葉県	工業統計、商業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_1_keizaikeibo.pdf)	H23. 8.24
震災に係る津波の浸水地域に立地する 製造業の事業所 (事業所数、従業者数、販売額、等)	岩手県、宮城県、福島県	工業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_2_sinsuichiki_kogyo.pdf)	H23. 8.24
東京電力福島第一原発周辺の警戒地 域、計画的避難区域、緊急時避難難 に立地する製造事業所及び商業事業所 (事業所数、従業者数、販売額、等)	東京電力福島第一原発周辺の警戒 地域、計画的避難区域、緊急時避難難 区域	工業統計、商業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_3_hinanciki_kogyo.pdf)	H23. 8.24
震災による大型小売店、コンビニエン スストアへの影響 (全国、東北)	全国、東北地方	商業動態統計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2ss_topic2403.pdf)	H24. 4.27
震災による広告業への影響	全国	特定サービス産業動態統 計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/advertisement.pdf)	H24. 5.16
震災による物品賃貸 (レンタル) への	全国	特定サービス産業動態統	H24. 5.16

影響	影響	計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/rental.pdf)	(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/rental.pdf)
震災による遊園地・テーマパークへの影響	東日本・西日本	特定サービス産業動態統計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/themepark.pdf)	H24. 5.16 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/themepark.pdf)
海外現地法人の動向（震災前とその後の比較）	海外（海外の現地法人）	海外現地法人四半期調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h23/pdf/h2c311aj.pdf)	H23. 9.26 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h23/pdf/h2c311aj.pdf)

注1) 総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。

注2) 人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

注3) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者から情報収集結果を基に2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計。

注4) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者から情報収集結果を基に2008年漁業センサス結果に乗じて集計。

注5) 被災県の主要な農林水産統計データを集約するとともに、地震・津波の規模・被害状況、農林水産業被害の規模、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、農業・漁業経営体の被災・経営再開状況などを含め、東日本大震災に関する被災農地の復旧完了面積を関係機関からの情報収集を基に現地確認して把握。

注6) 農林水産省地方支分部局の職員が、平成24年3月11日時点における被災農地の復旧完了面積を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。

注7) 上記の統計情報を用いた情報提供以外にも各府省は行政記録を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。

注8) 農林水産省が地方支分部局を通じて実施する農畜産物生産量統計、農業物価統計調査、卸売市場統計等の結果及び市町村農業団体等から的情報収集によって把握した個別農産物の生産量及び価格から算出。

資料17 法第32条に基づく調査票情報の二次利用 実績(平成24年度)

区分	利用件数	統計の作成等	名簿作成
内閣府	1	1	0
消費動向調査	1	1	0
総務省	46	42	4
国勢調査(※)	12	12	0
家計調査(※)	6	6	0
住宅・土地統計調査(※)	2	2	0
労働力調査(※)	4	4	0
経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計)(※)	13	9	4
経済センサス-活動調査(※)	1	1	0
全国消費実態調査(※)	3	3	0
小売物価統計調査(※)	1	1	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0
科学技術研究調査(※)	3	3	0
財務省	6	5	1
法人企業統計調査(※)	6	5	1
文部科学省	109	98	11
学校基本調査(※)	84	75	9
学校教員統計調査(※)	6	6	0
社会教育調査(※)	3	2	1
学校保健統計調査(※)	1	1	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	8	7	1
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3	3	0
地方教育費調査	2	2	0
子どもの学習費調査	1	1	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	1	1	0
厚生労働省	205	195	10
医療施設調査(※)	14	11	3
患者調査(※)	13	13	0
国民生活基礎調査(※)	31	31	0
人口動態調査(※)	21	20	1
毎月勤労統計調査(※)	2	2	0
賃金構造基本統計(※)	7	7	0
21世紀出生児縦断調査	10	10	0
21世紀成人者縦断調査	15	15	0
中高年者縦断調査	3	3	0
介護サービス施設・事業所調査	13	10	3
介護給付費実態調査	17	17	0
公的年金加入状況等調査	1	1	0
雇用均等基本調査	3	3	0
雇用動向調査	6	6	0
社会医療診療行為別調査	3	3	0
社会福祉施設等調査	9	7	2
就業形態の多様化に関する総合実態調査	1	1	0
就労条件総合調査	2	2	0
出生動向基本調査	14	14	0
受療行動調査	1	1	0
人口移動調査	4	4	0
世帯動態調査	5	5	0
能力開発基本調査	1	1	0
病院報告	4	3	1
福祉行政報告例	2	2	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0

農林水産省	82	77	5
農林業センサス(※)	36	34	2
漁業センサス(※)	3	0	3
農業経営統計調査(※)	20	20	0
食品循環資源の再生利用等実態調査(※)	1	1	0
集落営農実態調査	10	10	0
新規就農者調査	4	4	0
なたね、そば等生産費調査	1	1	0
農業物価統計	1	1	0
木材流通統計調査	1	1	0
集落営農活動実態調査	1	1	0
農業・農村の6次産業化総合調査	1	1	0
農業構造動態調査	3	3	0
経済産業省	129	106	23
ガス事業生産動態統計調査(※)	1	1	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	31	31	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	27	21	6
経済産業省特定業種石油等消費統計(※)	5	4	1
工業統計調査(※)	20	13	7
商業統計調査(※)	7	2	5
商業動態統計調査(※)	3	3	0
特定サービス産業実態調査(※)	3	1	2
本邦鉱業のすう勢調査(※)	1	1	0
海外現地法人四半期調査	1	1	0
海外事業活動基本調査	14	14	0
外資系企業動向調査	1	1	0
中小企業実態基本調査	10	9	1
知的財産活動調査	2	2	0
特定サービス産業動態統計調査	2	1	1
情報処理実態調査	1	1	0
国土交通省	47	41	6
建設工事受注動態統計調査(※)	2	0	2
建設工事施工統計調査(※)	2	1	1
建築着工統計調査(※)	5	4	1
法人土地基本調査(※)	2	2	0
自動車輸送統計調査(※)	1	1	0
鉄道車両等生産動態統計調査(※)	1	0	1
建設資材・労働力需要実態調査	1	0	1
住生活総合調査	1	1	0
全国貨物純流動調査	6	6	0
京阪神都市圏物資流動調査	1	1	0
全国都市交通特性調査	3	3	0
大都市交通センサス	2	2	0
東京都市圏パーソントリップ調査	4	4	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	3	3	0
パーソントリップ調査	7	7	0
観光地域経済調査	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	2	2	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0
合 計	625	565	60

注) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査(統廃合されたものを含む。)であることを示す。

資料18 法第33条に基づく調査票情報の提供 実績(平成24年度)

区分	33条第1			33条第2			
	号	統計の作成等	名簿作成	号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
総務省	361	236	125	35	3	32	0
国勢調査(※)	50	50	0	2	1	1	0
住宅・土地統計調査(※)	17	17	0	2	1	1	0
労働力調査(※)	50	50	0	4	0	4	0
小売物価統計調査(※)	34	34	0	0	0	0	0
家計調査(※)	8	8	0	4	0	4	0
個人企業経済調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
科学技術研究調査(※)	7	4	3	0	0	0	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0	5	1	4	0
全国消費実態調査(※)	8	8	0	6	0	6	0
社会生活基本調査(※)	5	5	0	2	0	2	0
経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計調査を含む)(※)	169	48	121	8	0	8	0
経済センサス-活動調査(※)	5	5	0	0	0	0	0
単身世帯収支調査	0	0	0	1	0	1	0
貯蓄動向調査	0	0	0	1	0	1	0
産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	1	0	1	0	0	0	0
財務省	9	8	1	2	0	2	0
法人企業統計(※)	9	8	1	2	0	2	0
文部科学省	224	221	3	2	1	1	0
学校基本調査(※)	211	210	1	1	0	1	0
学校保健統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
社会教育調査(※)	7	5	2	0	0	0	0
学校教員統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
全国イノベーション調査	0	0	0	1	1	0	0
体育・スポーツ施設現況調査	1	1	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,228	1,225	3	110	1	106	3
人口動態調査(※)	805	805	0	32	1	28	3
薬事工業生産動態統計(※)	38	38	0	0	0	0	0
医療施設調査(※)	96	96	0	6	0	6	0
患者調査(※)	68	68	0	5	0	5	0
賃金構造基本統計調査(※)	51	51	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査(※)	12	11	1	14	0	14	0
21世紀出生児縦断調査	0	0	0	5	0	5	0
21世紀成人者縦断調査	0	0	0	8	0	8	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0	4	0	4	0
衛生行政報告例	0	0	0	1	0	1	0
医療給付実態調査	1	1	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	19	19	0	1	0	1	0
介護給付費実態調査	1	1	0	0	0	0	0
国民健康・栄養調査	36	36	0	14	0	14	0
雇用動向調査	1	1	0	2	0	2	0
社会医療診療行為別調査	1	1	0	0	0	0	0
社会福祉施設等調査	17	17	0	0	0	0	0
社会保障生計調査	0	0	0	1	0	1	0
就業形態の多様化に関する総合実態調査	1	1	0	0	0	0	0
受療行動調査	0	0	0	1	0	1	0
循環器疾患基礎調査	0	0	0	2	0	2	0
障害者雇用実態調査	1	1	0	0	0	0	0
地域保健・健康増進事業報告	23	23	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	4	0	4	0
能力開発基本調査	0	0	0	1	0	1	0
病院報告	49	49	0	2	0	2	0
福祉行政報告例	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	5	3	2	0	0	0	0
乳幼児身体発育調査	0	0	0	1	0	1	0
農林水産省	16	15	1	5	0	5	0
農林業センサス(農業センサスを含む)(※)	3	2	1	1	0	1	0
漁業センサス(※)	1	1	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
米生産費統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(農家経済調査を含む)(※)	4	4	0	2	0	2	0
漁業経営統計調査	0	0	0	1	0	1	0
なたね、そば等生産費調査	1	1	0	0	0	0	0
農業組織経営体経営調査	1	1	0	1	0	1	0
林業経営統計調査	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計	2	2	0	0	0	0	0

区分	33条第1			33条第2			
	号	統計の作成等	名簿作成	号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
経済産業省	526	411	115	5	0	5	0
工業統計調査(※)	288	187	101	0	0	0	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	54	53	1	0	0	0	0
経済センサス-活動調査(※)	48	48	0	0	0	0	0
商業統計調査(※)	21	15	6	0	0	0	0
商業動態統計調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	3	1	2	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	26	26	0	4	0	4	0
商品流通調査	4	0	4	0	0	0	0
情報処理実態調査	2	1	1	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	7	7	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	12	12	0	1	0	1	0
工場立地動向調査	55	55	0	0	0	0	0
国土交通省	114	114	0	10	3	3	4
建築着工統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
自動車輸送統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
内航船舶輸送統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人建物調査	1	1	0	0	0	0	0
住生活総合調査	3	3	0	0	0	0	0
自動車燃料消費量調査	1	1	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	8	8	0	2	1	1	0
全国都市交通特性調査(全国都市パーソントリップ調査を含む)	5	5	0	1	0	1	0
大都市交通センサス	10	10	0	2	2	0	0
東京都市圏パーソントリップ調査	11	11	0	1	0	1	0
中京都市圏パーソントリップ調査	9	9	0	0	0	0	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	12	12	0	3	0	0	3
パーソントリップ調査	9	9	0	1	0	0	1
宿泊旅行統計調査	31	31	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0	0	0	0	0
観光地域経済調査	1	1	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	7	7	0	0	0	0	0
合 計	2,478	2,230	248	169	8	154	7
(参考) 内訳(提供先)							
国	159	131	28	3	0	3	0
地方公共団体	2,198	1,989	209	0	0	0	0
大学	52	51	1	139	6	130	3
独立行政法人等その他	69	59	10	27	2	21	4

注)区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独法等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号に基づき調査票情報の提供を受ける場合も所属する機関の分類に含めている。

資料19 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査

(平成25年3月末現在)

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省名			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	統計調査名	提供対象	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府			1	5	3	12	3	16	3	19
	法人企業景気予測調査 (財務省と共に管)	平成16年4~6月期~24年7~9月期	1	5	1	6	1	7	1	8
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度~平成23年度	0	0	1	3	1	5	1	6
	消費動向調査	平成19年度~平成23年度	0	0	1	3	1	4	1	5
総務省			1	4	8	36	8	52	8	74
	国勢調査	平成2年、7年、12年、17年	1	4	1	4	1	4	1	4
	労働力調査	平成元年1月~平成23年12月 (月次調査)	0	0	1	20	1	22	1	23
	家計消費状況調査	平成14年1月~平成23年12月 (月次調査)	0	0	1	2	1	9	1	10
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年	0	0	1	2	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年	0	0	1	2	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	0	0	1	1	1	4	1	4
	家計調査	平成元年1月~平成23年12月 (月次調査)	0	0	1	4	1	4	1	23
	全国消費実態調査	平成16年、21年	0	0	1	1	1	1	1	2
財務省			1	5	2	33	2	35	2	37
	法人企業景気予測調査 (内閣府と共に管)	平成16年4~6月期~24年7~9月期	1	5	1	6	1	7	1	8
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度~平成23年度	0	0	1	27	1	28	1	29
文部科学省			1	1	1	2	1	3	1	4
	学校基本調査	平成20年度~23年度	1	1	1	2	1	3	1	4
厚生労働省			1	1	3	4	5	9	5	14
	賃金構造基本統計調査	平成18年~23年	1	1	1	2	1	3	1	6
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年~21年	0	0	1	1	1	2	1	3
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年~23年	0	0	1	1	1	2	1	3
	医療施設(静態)調査	平成20年	0	0	0	0	1	1	1	1
	患者調査	平成20年	0	0	0	0	1	1	1	1
農林水産省			2	3	3	5	3	6	4	7
	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	1	1	2	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19年~20年	0	0	1	2	1	2	1	2
	木材統計調査(月別・製材統計調査)	平成23年	0	0	0	0	0	0	1	1
経済産業省			0	0	0	0	1	3	1	4
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査~23年度調査 (19年度実績~22年度実績)	0	0	0	0	1	3	1	4
国土交通省			0	0	1	1	1	2	1	4
	建築着工統計調査	平成21年4月~平成24年3月 (月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	4
	計		6	14	20	87	23	119	24	155

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(参考) 日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成24年6月調査までの各調査回	1	5	1	6	1	7	1	8
--------------	------------------	-----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	統計調査名	提供対象	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			4	13	4	13	5	33	5	34
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3	1	3
厚生労働省	労働力調査	平成元年1月～平成20年12月 (月次調査)	0	0	0	0	1	19	1	20
	国民生活基礎調査	平成13年、16年	0	0	0	0	1	1	1	2
計			4	13	4	13	6	34	6	36

資料20 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(平成24年度末現在)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数				
		21年度	22年度	23年度	24年度	累計
内閣府	(小計)	0	1	0	1	2
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査		0	0	0	0
	消費動向調査		0	0	1	1
総務省	(小計)	4	9	9	16	38
	国勢調査	4	8	2	8	22
	労働力調査		1	0	3	4
	家計消費状況調査		0	0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	3	7
	就業構造基本調査		0	0	1	1
	社会生活基本調査		0	1	0	1
	家計調査		0	1	1	2
財務省	全国消費実態調査		0	1	1	2
	(小計)	0	1	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	0	1
文部科学省	年次別法人企業統計調査		0	0	0	0
	(小計)	0	1	0	0	1
厚生労働省	学校基本調査	0	1	0	0	1
	(小計)	0	0	1	3	4
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	1
	人口動態調査		0	1	1	2
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0	0
農林水産省	医療施設(静態)調査		0	0	0	0
	患者調査		0	1	1	1
	(小計)	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0
経済産業省	漁業センサス	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査		0	0	0	0
	木材統計調査(月別・製材統計調査)				0	0
	(小計)		0	0	0	0
国土交通省	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0
	(小計)		1	0	0	1
合 計		4	12	10	19	45

注)・ 利用目的は全て学術研究目的である。

- ・ 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。
- ・ 平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)				
	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
合 計	4	12	10	21	47

(参考) 日本銀行	0	0	0	0	0
短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数				
		21年度	22年度	23年度	24年度	累計
総務省	(小計)	20	38	31	27	116
	学術研究目的	18	36	28	24	106
	高等教育目的	2	2	3	3	10
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	131
	学術研究目的	19	40	31	26	116
	高等教育目的	4	2	5	4	15
	全国消費実態調査	6	17	12	13	48
	学術研究目的	5	17	10	11	43
	高等教育目的	1	0	2	2	5
	社会生活基本調査	10	9	16	11	46
	学術研究目的	9	9	15	11	44
	高等教育目的	1	0	1	0	2
	就業構造基本調査	7	10	7	5	29
	学術研究目的	5	8	6	3	22
	高等教育目的	2	2	1	2	7
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	8
	学術研究目的	0	6	0	1	7
	高等教育目的	0	0	1	0	1
厚生労働省	労働力調査			0	0	0
	学術研究目的			0	0	0
	高等教育目的			0	0	0
	(小計)			2	5	7
	学術研究目的			2	5	7
	高等教育目的			0	0	0
	国民生活基礎調査			2	5	7
	学術研究目的			2	5	7
	高等教育目的			0	0	0
	合 計	20	38	33	32	123
	学術研究目的	18	36	30	29	113
	高等教育目的	2	2	3	3	10

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)				
	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
合 計	23	42	38	35	138
学術研究目的	19	40	33	31	123
高等教育目的	4	2	5	4	15

資料21 統計委員会委員名簿

(平成 24 年 4 月 1 日～)

委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	安部 由起子	北海道大学大学院経済学研究科教授
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	竹原 功	(株)ニッセイ基礎研究所顧問
	椿 広計	統計数理研究所教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

注) 役職は平成25年3月末時点

資料22 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成25年3月31日現在臨時委員は任命されていない。	

資料 23 統計委員会専門委員名簿

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

部会名	委員名	
国民経済計算部会	上記期間の開催なし	
人口・社会統計部会	大江 守之 辻 一郎 中村 隆 濱 博文 宮川 めぐみ 望月 久美子	慶應義塾大学総合政策学部教授 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野教授 統計数理研究所教授 大和ハウス工業株式会社涉外部長 国家公務員共済組合連合会虎の門病院内分泌代謝科・健康管理室長 株式会社東急住生活研究所上席研究員
産業統計部会	工藤 貴史 三浦 秀樹 三木 奈都子	東京海洋大学海洋科学部准教授 全国漁業協同組合連合会漁政部次長 独立行政法人水産大学校水産流通経営学科教授
サービス統計・企業統計部会	中野 豊 牧野 治世子	一般財団法人日本不動産研究所研究部長 牧野不動産鑑定事務所不動産鑑定士
統計基準部会	上記期間の開催なし	
匿名データ部会	伊藤 伸介 加藤 久和 安田 聖	明海大学経済学部准教授 明治大学政治経済学部教授 一橋大学名誉教授

注 1) 平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）に開催された部会に属された委員を記載。

注 2) 役職は、指名時点

注 3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料 24 統計委員会開催状況（第 55 回～第 63 回）

回数	開催年月日	審議事項
第 55 回	平 24. 4. 20	・ 諮問第43号の答申「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について」
第 56 回	平 24. 6. 14	・ 統計法の施行状況について
第 57 回	平 24. 9. 25	・ 平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果について
第 58 回	平 24. 10. 26	・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第44号「国勢調査に係る匿名データの作成について」 ・ 諮問第45号「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 諮問第 46 号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」
第 59 回	平 24. 11. 28	・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第47号「住宅・土地統計調査の変更について」 ・ 諮問第48号「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」 ・ 部会の審議状況について
第 60 回	平 24. 12. 21	・ 部会に所属すべき委員の指名について ・ 諮問第46号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」 ・ 部会の審議状況について
第 61 回	平 25. 1. 25	・ 諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 諮問第49号「埋蔵鉱量統計の指定の解除について」 ・ 部会の審議状況について
第 62 回	平 25. 2. 15	・ 諮問第44号の答申「国勢調査に係る匿名データの作成について」 ・ 諮問第47号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」 ・ 諮問第 48 号の答申「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」
第 63 回	平 25. 3. 28	・ 諮問第50号「経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について」 ・ 専門委員の発令等について

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日
統 計 委 員 会 決 定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないものの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 10 月 5 日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料26 統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化）

意見事項	国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）
担当府省名	内閣府（経済社会総合研究所国民計算部）
平成二十三年度審議結果における基本的な考え方についての方向性等における今後の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第Ⅰ期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。 ○ また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。
平成二十四年度における取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、工程表の通り進めている。また、国民経済計算における一次統計等の課題についても、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁と検討を行った。 ○ 特に2008SNAへの対応、生産側QE、分配側QEの開発等について、次回基準改定（平成28年目途）に向けて、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ また、平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。 ○ 体制の充実については、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行った。
平成二十五年度以降の対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、統計委員会における御議論も踏まえつつ、この工程表に基づき検討・作業を進めていく。また、2008SNAへの対応等について、引き続き有識者を招いた研究会を中心に検討を行っていく。 ○ 国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁とともに検討を進めていく。

資料27 統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用）

意見事項	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
担当府省名	総務省（統計局）
に平 成二 年基 本度 的審 議結 考 え 方 に お け る 今 後 の 方 向 性 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> (i) より正確な母集団情報の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。 (ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持 <ul style="list-style-type: none"> ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。 ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。 (iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。
平成 二十四 年度 にお ける 取 組 実 績	<p><全体的事項について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースシステムの運用試験を実施し、同システムの利用手続等を定める「事業所母集団データベース運用管理規程」を決定し、平成25年1月より運用を開始。 ○ 平成23年3月に策定した「整備方針」に基づき、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報は、照合した上で統合し、同システムへ順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 <p>また、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報により整備した母集団情報の作成方法を具体的に検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年12月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第5回）を開催し、ビジネスレジスターの整備に向けたこれまでの取組や今後必要となる取組について確認。 <p><統計調査結果の収録に向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に記録する統計調査結果について、事業所母集団データベースへの記録項目、記録方法、活用方法などの基本的な考え方を決定。 ○ 総務省は、各府省の統計調査結果における共通事業所コードの保持状況を把握し、調整・サポートを実施。

<p><u>平成二十四年度における取組実績（つづき）</u></p>	<p>〈行政記録情報の収録に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録スキームを構築するとともに、労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より本格的に開始。 ○ EDINET情報は、上場企業等の売上高、費用を把握できることを確認し、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 <p>〈より正確な母集団情報の整備に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する最新の母集団情報について、作成基準日、提供日、提供内容など、母集団情報の具体的な作成方法に係る基本的な考え方を決定。 ○ 現在活用できる行政記録情報における、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」について把握の程度を確認。
<p><u>平成二十五年度以降の対処方針</u></p>	<p>〈より正確な母集団情報の整備に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する最新の母集団情報について、基本的な考え方に基づく具体的な事務処理を検討し、平成24年次フレームを作成・提供（速報版を平成25年6月末から提供開始予定、更新版を平成25年度末に提供開始予定）。 ○ 母集団情報の整備について、現在活用できる行政記録情報では、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」を十分に把握できないため、諸外国の状況を踏まえ、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法の検討に引き続き取り組むことが必要。 ○ また、最新の母集団情報作成に当たっては、当面記録する統計調査結果等で、母集団情報全体のどの程度の事業所・企業の値を更新することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなど、試行的な作成を通じて、具体的に検証することが必要。 <p>〈統計調査結果における共通事業所コードの保持について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省において、統計調査結果に対して共通事業所コードを保持することは、ビジネスレジスターの整備・利活用に当たって、必要・不可欠であり、今後とも、共通事業所コードの保持状況及び保持に必要な調整・サポートを必要に応じて実施することが必要。 <p>〈ビジネスレジスター統計（事業所母集団データベースを用いた統計）の作成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する母集団情報を用いて、どのような集計が可能であるか検討。

資料28 統計委員会における審議結果への対応状況（グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係））

意見事項	グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）
担当府省名	財務省
いお平 てけ成 のる二 基今十 本後三 的の年 な方度 考向審 え性議 等結 方に につに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等）について具体的に検討する必要がある。
平成 二十四 年度に おける 取組実績	<p>【輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスターが運用開始されたことを踏まえ、ビジネスレジスターの概要・データ入手方法等を総務省に確認した上で、事業所母集団データベースの収録情報についての確認、貿易統計の集計用データベースにおいて改修が必要な点についての技術面、予算面での検討を開始した。 ・両データベースの収録情報を接続するにあたり有効であると思われるキーについても、技術的に活用可能か検討中である。 <p>【輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供したことであり、今後も、引き続き、提供していく予定。 <p>【貿易統計の基幹統計化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難であることを再確認した。 ・一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務付けられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。 ・以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。
降平 の成 対二 処十 方五 針年 度以	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースと貿易統計の集計用データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。

資料29 統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備）

事項名	ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備
担当府省名	総務省(統計局)、厚生労働省
平成二十三年度にかけての審議結果的な考え方方	○各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある。
平成二十四年度における取組実績	<p>【総務省】 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。</p> <p>【厚生労働省】 少子高齢化・ワークライフバランスに関する事項については、関係する統計調査において、調査の企画の際に隨時検討しているものであり、今後も必要に応じ対応を行う。 (1) 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 さらに、平成24年度においては、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割し、平成24年上半期分を平成24年12月に公表した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。)</p>

平成二十四年度における取組実績 (つづき)	<p>(2) 厚生労働省が世帯に対して実施しているワークライフバランスに関する調査のうち、3つの縦断調査において、次のような把握をし、集計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査は平成13年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（母親の就業状況）、出産（母親の出産1年前・出産半年後の就業状況）、子育て（子育て費用、子育ての負担感）等を把握し、集計を行っている。 ・ 21世紀成人者縦断調査は平成14年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況）、結婚（結婚の状況、結婚意欲）、出産（出生の状況、男女の出生意欲）、子育て（仕事と子育ての両立支援制度の利用状況）等を把握し、集計を行っている。 ・ 中高年者縦断調査は平成17年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、仕事への満足感）、介護（介護の状況、介護時間）等を把握し、集計を行っている。 <p>上記に加え、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、平成22年度に21世紀出生児縦断調査、平成24年度に21世紀成人者縦断調査で新たな標本の追加を行い、21世紀出生児縦断調査については、平成24年12月に公表した。</p>
平成二十五年度以降の対処方針	<p>【総務省】 労働力調査については、新たな調査事項を含む結果表を四半期ごとに公表する予定。 （平成25年1～3月期分を平成25年5月14日に公表） 就業構造基本調査については、平成25年7月に公表予定。</p> <p>【厚生労働省】 雇用動向調査については、上記の調査事項の変更を含む結果表を平成24年度に引き続き公表予定。 21世紀成人者縦断調査については、平成26年3月に公表予定。</p>

資料30 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備）

事 項 名	非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備
担当府省名	厚生労働省
平成二十三年度審議結果における今後の方向性等についての基本的な考え方	<p>【企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備】</p> <p>○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。 (厚生労働省)</p>
平成二十四年度における取組実績	統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受け、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。
平成二十五年度以降の対処方針	雇用構造調査について、時系列比較が可能となるよう、今後は調査設計等を固定して実施する。

資料31 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）

事 項 名	オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
担当府省名	各府省等、総務省政策統括官（統計基準担当）
方平向成性二等十三に三つ年い度て審議基結本果的な考え方後の	<p>○統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメード集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。</p> <p>○このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメード集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメード集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。</p> <p>○また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似ミクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。</p>
平成二十四年度における取組実績	<p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメード集計 オーダーメード集計については、労働力調査、全国消費実態調査、家計消費状況調査について、経年に伴う年次の追加を行い、家計調査については経年に伴う年次追加を行うとともに、対象年次の遡及を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 国勢調査の匿名データについては、統計委員会への諮問を行い、「諮問第44号の答申 国勢調査に係る匿名データの作成について」（平成25年2月15日付け府統委第13号）を得たところ。なお、提供については、平成25年内を予定。 労働力調査の匿名データについては、平成20年調査の追加提供を行った。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>(1) オーダーメード集計 オーダーメード集計については、学校基本調査の対象年次の拡大を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 実績なし</p>

平成二十四年度における取組実績（つづき）	<p>【厚生労働省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>①既に実施の3調査で年次拡大（人口動態調査（出生票、死亡票）、毎月勤労統計調査（特別調査票）、賃金構造基本統計調査（個人票））。</p> <p>②集計可能なクロス表の次元数を拡大（毎月勤労統計調査（特別調査票））。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>平成13年国民生活基礎調査の提供開始。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>年度計画を定め21年度から取組を開始し、24年度は農林業センサス、漁業センサス、海面漁業生産統計調査及び木材統計調査について対応可能。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>23年度に引き続き、農林業センサスの匿名データの作成方法等について、他省庁の先行事例を参考に検討（匿名化の手法等）。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>前年度より申請の受付を開始した「経済産業省企業活動基本調査」について、今年度は平成23年調査（22年度実績）を対象範囲に追加した。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>特になし</p> <p>【日本銀行】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>全国企業短期経済観測調査（短観）のオーダーメード集計の募集を実施（受付期間：平成24年8月1日から9月28日。提供対象時期：平成16年3月調査以降の各調査期）。</p> <p>【総務省政策統括官（統計基準担当）】</p> <p>有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、オンサイト利用に関する仕組みの整備等について検討を進めた。具体的には、平成24年7月に取りまとめた「平成23年度報告書」の中で今後の方向性を記載し、10月に試行運用段階のオンサイト利用施設（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）を見学し、12月及び25年3月の研究会でオンサイト利用に関する論点整理を進めた。また、擬似ミクロデータについても同研究会で検討を行った。さらに、ホームページや学会等が開催する研究集会において周知活動を行った。</p>
平成二十五年度以降の対処方針	<p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>オーダーメード集計については、引き続き経年に伴う年次追加を行うとともに、昭和分まで含めた遡及の拡大を検討。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>社会生活基本調査（調査票B）の匿名データの作成方法の検討を予定。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>文部科学省における二次的利用の拡大については、そのニーズや提供実績などを踏まえて検討していくこととしている。</p>

【厚生労働省】

(1) オーダーメード集計

利用者の要望等を踏まえながら、実施調査の提供年次拡大を進めていく。

(2) 匿名データ

平成16年国民生活基礎調査における匿名データ作成時の諮詢答申において「今後の課題」とされた事項について検討を進めるとともに、利用者の要望等を踏まえながら、提供年次拡大に向けた取組を行う。

【農林水産省】

(1) オーダーメード集計

25年度中に、農業経営統計調査について対応を予定。既に対応が可能な4調査については、順次対応可能年次を拡大する。

(2) 匿名データ

引き続き、農林業センサスについて匿名化の手法等の検討を進める。

【経済産業省】

(1) オーダーメード集計

提供を開始している「経済産業省企業活動基本調査」について、引き続き提供年次を拡大する予定。

(2) 匿名データ

特になし

【日本銀行】

(1) オーダーメード集計

平成25年度についても、短観のオーダーメード集計の募集を実施する。

【総務省政策統括官（統計基準担当）】

引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、オンライン利用に関する仕組みの整備等について検討を進めるとともに、ホームページや学会等が開催する研究集会において周知活動を行う予定。

資料 33 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査（以下「本実態調査」という。）は、基本計画において、行政記録情報等の活用に関する課題の一つとして、「行政記録情報等の活用に関する環境整備」について検討することとされていることから、その取組として行政記録情報等を用いて作成・公表している業務統計、行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等

(3) 調査時期

平成 25 年 2 月から 3 月まで

2 調査結果の概要

I 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態

本実態調査の平成 24 年度結果では、表 1 のとおり、行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）として各府省等から報告された統計は 145 件である。政府統計一覧に加え、平成 9 年度調査結果も活用する等した結果、31 件増となった一方、前回までの本実態調査で報告されていたもののうち、平成 24 年度に作成・公表されていない統計が 1 件減となっている。

表 1 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）

府省等	件数			府省等	件数		
	平成 22 年度	23	24		平成 22 年度	23	24
人事院	4	4	4	厚生労働省	16	19	25
内閣府	0	0	1	農林水産省	16	16	19
公正取引委員会	1	1	1	(林野庁)	(2)	(2)	(3)
警察庁	2	2	3	(水産庁)	(2)	(2)	(3)
消費者庁	—	2	3	経済産業省	5	5	8
総務省	18	18	21	(資源エネルギー庁)	(4)	(4)	(4)
(公害等調整委員会)	(1)	(1)	(1)	(特許庁)	(1)	(1)	(1)
(消防庁)	(2)	(2)	(3)	国土交通省	14	13	16
法務省	12	12	12	(観光庁)	0	0	(1)
外務省	4	4	4	(海上保安庁)	(1)	(1)	(1)
財務省	8	8	13	環境省	5	7	10

(国税庁)	(3)	(3)	(3)	計	109	115	145
文部科学省	4	4	<u>5</u>				
(文化庁)	0	0	(1)				

(注)「件数」の()については、内数である。また、下線部は、平成 23 年度結果と異なる部分を示す。以下同様

II 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例

本実態調査の平成 24 年度結果では、表 2 のとおり、母集団情報の整備等、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査は 44 件となっている。

表 2 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（各省別）

省	件数		
	平成 22 年度	23	24
総務省	3	4	4
法務省	0	1	1
財務省	1	1	1
(国税庁)	(1)	(1)	(1)
厚生労働省	11	14	<u>17</u>
農林水産省	5	5	<u>8</u>
経済産業省	4	5	5
(資源エネルギー庁)	(3)	(3)	(3)
(特許庁)	(1)	(1)	(1)
国土交通省	6	7	<u>9</u>
計	30	36	44

(注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省に計上するが、重複を排除し、計には 1 として計上している。

また、行政記録情報等の活用が既に図られている 44 件を活用形態別に分類すると、表 3 のとおりである。

表 3 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（活用形態別）

調査対象の把握関係	活用形態	件数			該当する統計調査の例
		平成 22 年度	23	24	
統計作成の活用関係	母集団情報の整備	20	23	<u>25</u>	経済センサス - 基礎調査 等
	新設等の事業所を調査対象候補として把握するために活用	1	1	1	毎月勤労統計調査
統計作成の活用関係	行政記録情報等として得られた情報を基に調査票を作成 等	15	17	<u>24</u>	医療施設調査（医療施設動態調査）等

	統計調査結果と合わせ統計作成	0	2	2	社会医療診療行為別 調査 等
	欠測値等補完等	2	2	2	国勢調査 等
	計	30	36	44	—

(注) 複数の活用形態が採られている統計調査についてはそれぞれに計上しているため、計は一致しない。

なお、行政記録情報等の活用が既に図られている 44 件を、統計調査を実施する機関（統計調査実施機関）と当該調査に活用が図られている行政記録情報等を保有する機関（行政記録情報等保有機関）との関係について、活用する行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりである。

表 4 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査（保有機関別）

行政記録情報等の保有機関	件数			該当する統計 調査の例
	平成 22 年度	23	24	
統計調査実施機関が自ら保有する行政記録情報等を活用	17	19	19	医療施設調査（医療施設静態調査） 等
統計調査実施機関が他の行政機関等の保有する行政記録情報等を活用	13	17	<u>22</u>	経済センサス - 基礎調査 等
統計調査実施機関が自ら保有する行政記録情報等と他の行政機関等の保有する行政記録情報等を活用	0	0	<u>3</u>	消費生活協同組合（連合会）実態調査 等
計	30	36	<u>44</u>	—

III 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

本実態調査の平成 24 年度結果では、表 5 のとおり、合計件数は 4 件である。これは、行政記録情報等の活用が検討されていた統計調査 4 件において、当該行政記録情報等の活用が図られたためである。

表 5 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査（各省別）

省	件数		
	平成 22 年度	23	24
総務省	1	0	0
財務省	1	1	1
厚生労働省	4	4	<u>1</u>
農林水産省	2	2	<u>1</u>
経済産業省	1	0	0
国土交通省	1	1	1
計	9	8	4

資料34 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2013年3月現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計(128)	13261	3522	9245	493
ESCAP域内国(58)	12938	3254	9220	463
アフガニスタン	145	49	94	2
アルメニア	49	15	34	0
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	23	2	21	0
アゼルバイジャン	30	19	11	0
バングラデシュ	503	174	286	43
ブータン	225	60	161	4
ブルネイ	202	15	187	0
カンボジア	391	95	282	14
中華人民共和国	737	145	580	11
クック諸島	88	27	61	0
北朝鮮	78	0	78	0
ミクロネシア連邦	77	29	47	1
フィジー	251	69	175	7
グルジア	26	15	11	0
グアム	35	0	35	0
香港	227	89	135	3
インド	385	167	180	38
インドネシア	540	182	353	5
イラン	407	107	280	20
日本	87	52	35	0
カザフスタン	37	26	10	1
キリバス	143	23	119	1
キルギス	26	15	11	0
ラオス	418	80	288	50
マカオ	131	6	121	4
マレーシア	534	159	369	6
モルディブ	466	66	395	5
マーシャル諸島	86	12	74	0
モンゴル	579	101	387	91
ミャンマー	449	92	348	9
ナウル	8	6	2	0
ネパール	651	113	528	10
ニューカレドニア	27	0	27	0
ニュージーランド	12	0	12	0
ニウエ	43	7	36	0
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	562	138	415	9
パラオ	7	4	3	0
パプアニューギニア	285	64	220	1
フィリピン	718	188	510	20
大韓民国	369	102	267	0
ロシア	10	1	9	0
サモア	142	59	79	4
シンガポール	94	48	42	4
ソロモン諸島	106	22	78	6
スリランカ	741	164	559	18
タジキスタン	78	31	47	0
タイ	770	176	543	51
東ティモール	53	13	39	1
トンガ	110	40	69	1
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	23	13	10	0
トルクメニスタン	9	6	3	0
ツバル	44	10	34	0
ウズベキスタン	39	28	5	6
バヌアツ	98	25	72	1
ベトナム	513	98	399	16
ESCAP域外国(70)	323	268	25	30
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ブラジル	7	6	1	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	2	2	0	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	1	1	0	0
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
トミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エジプト	10	10	0	0
エチオピア	12	12	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	7	0	7	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	18	9	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラク	20	20	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	6	6	0	0
コソボ	4	4	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	6	6	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	5	5	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	1	1	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
ズロバキア	1	1	0	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
スワジランド	8	8	0	0
イスラス	2	0	2	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	9	0	9	0
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0

資料 35 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

e-Stat <http://e-stat.go.jp>

The screenshot shows the homepage of the e-Stat portal. At the top, there's a banner with the text "数字で見る日本" and "e-statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです。". Below the banner are several navigation links: "統計データを探す", "地図や図表で見る", "調査項目を調べる", "統計サイト検索・リンク集", and "ログイン". A message box at the top left says "① 平成25年1月より「政府統計の総合窓口(e-Stat)」がリニューアルされました。". The main content area has four main sections highlighted with orange boxes:

- 統計データを探す**: Describes how various government agencies manage statistical data and provides links to "主要な統計から探す" and "政府統計全体から探す". It also includes a search bar for "キーワード検索(条件指定)" and buttons for "新着情報", "公表予定", and "お知らせ".
- 地図や図表で見る**: Explains how maps and charts can be used to view data. It lists "図表で見る日本の主要指標", "都道府県・市区町村のすがた", "地図で見る統計(統計GIS)", and "統計年鑑等の統計書(総務省統計局)".
- 調査項目を調べる**: Provides basic explanations of statistical terms and codes. It includes links to "統計に用いる分類(産業、職業等)-用語", "市町村名・コード", and "調査項目を探す".
- 地域で見る統計(統計GIS)**: Shows a map of Japan divided into regions, with a callout text stating "地域で見る統計(統計GIS)を使うと、地域のすがたがよくわかります。". Below the map, there's a screenshot of a GIS interface.

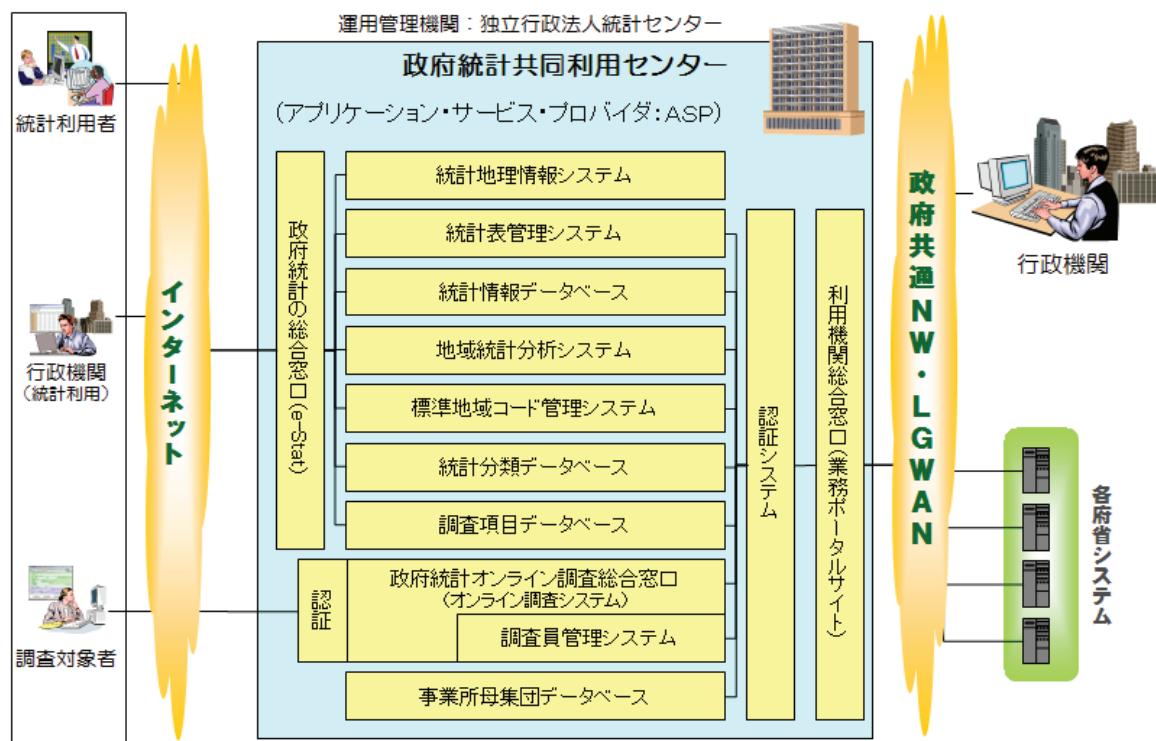
On the right side, there are additional features like "アンケート実施中 ご協力お願いします", "統計について勉強しよう", "統計を知る・学ぶ", and a "ランキング" table for the most used keywords.

※政府統計の総合窓口（e-Stat）は、平成 25 年 1 月にリニューアルしました。

資料 36 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口（e-Stat）」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



※政府統計の総合窓口（e-Stat）は、平成25年1月にリニューアルしました。